

第5次大町町総合計画

【 案 】

令和3年2月

大 町 町

目次

第1部 序論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけと役割	2
3. 計画の構成	3
4. 計画策定体制について	3
5. SDGsの視点を踏まえた計画の推進	4
6. 総合計画の進行管理	5
第2章 町の現状と課題	6
1. 人口等の状況	6
2. 産業の状況	9
3. 住民ニーズ等の状況	11
4. 町の生かすべき特性	19
5. 町を取り巻く時代潮流	20
6. 今後のまちづくりに向けた主要課題の整理	22
第2部 基本構想	24
第1章 町の将来像	24
1. 基本理念	24
2. 将来像	25
3. 基本目標	26
4. 施策体系	28
第2章 施策の大綱	29
基本目標1 快適な暮らしを支える基盤づくり	29
基本目標2 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	31
基本目標3 人と文化を育むまちづくり	32
基本目標4 にぎわいと活力ある地域づくり	33
基本目標5 持続可能な地域づくり	34
第3章 将来人口と土地利用方針	35
1. 将来人口の見込み	35
2. 土地利用の方針	36
第3部 基本計画	37
基本目標1 快適な暮らしを支える基盤づくり	38
1-1. 土地利用の推進	38
1-2. 道路・交通の充実	40
1-3. 住環境の整備	42
1-4. 環境対策の推進	45
1-5. 消防・防災・減災体制の充実	48
1-6. 交通安全・防犯・消費者対策の充実	50
基本目標2 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	53
2-1. 子育て支援の充実	53

2-2. 高齢者施策の充実	56
2-3. 障がい者施策の充実	59
2-4. 地域福祉の推進	62
2-5. 健康づくりの推進	65
基本目標3 人と文化を育むまちづくり	68
3-1. 教育の充実	68
3-2. 生涯学習・文化・芸術の振興	72
3-3. 生涯スポーツの振興	75
基本目標4 にぎわいと活力ある地域づくり	77
4-1. 商工業の振興	77
4-2. 農業の振興	81
4-3. 交流の推進	84
基本目標5 持続可能な地域づくり	86
5-1. 協働・コミュニティ活動の活性化	86
5-2. 人権の尊重と男女共同参画社会の形成	89
5-3. デジタル化への対応・持続可能な行財政運営の推進	92

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

本町では、平成23年に、第4次大町町総合計画（平成23年度～令和2年度）を策定し、「～絆～ ふれあいあふれる元気なまち 大町」を目指すべき町の将来像として位置づけ、その実現に向けた取り組みがスタートしました。

また、平成27年には、前期基本計画（平成23年度～平成27年度）で取り組んだ施策の評価、検証を行うとともに、後期基本計画（平成28年度～令和2年度）を策定し、同計画に基づく各種施策の推進に取り組んできました。

しかし、人口減少や少子高齢化の急速な進行、それに伴う地域産業の衰退、自然災害や感染症などのリスクに対する安全・安心への備え、人工知能やビッグデータに代表される情報通信技術の進展など、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、地方自治体運営のあらゆる分野において大きな影響をもたらしています。

また、地方における人口減少、地域活力の低下に対応するため、国は、第2期地方創生総合戦略において、地方創生を目指すべき将来や今後5か年の目標や施策の方向性等を示すとともに、人口減少や、東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方がしっかりと共有した上で、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正をともに目指すこととしています。

こうした状況の中にあっても、住民の幸せな暮らしを実現し、守り続けていくことが、基礎自治体である本町の責務であり、これまで築き上げてきたものを礎に、持続可能なまちの実現が求められています。

これらのことから、住民生活の安心、安全を支える生活環境の充実や地域経済の活性化を図りつつ、住民が快適に暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、新たなまちづくりの方向性とその実現に向けた基本目標を示す指針として「第5次大町町総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

また、本計画は「第2次大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」をはじめ、各分野における個別計画と連携し、整合性を図っていくこととしています。

2. 計画の位置づけと役割

「総合計画」は、すべての分野における行政運営の基本となる、地方自治体の最上位計画として位置づけられ、今後のまちづくりの基本的な方向性を示す指針となるものであり、本計画は、以下の3つの役割を持ちます。

■役割1 まちづくりの共通目標

総合計画は、本町のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、住民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

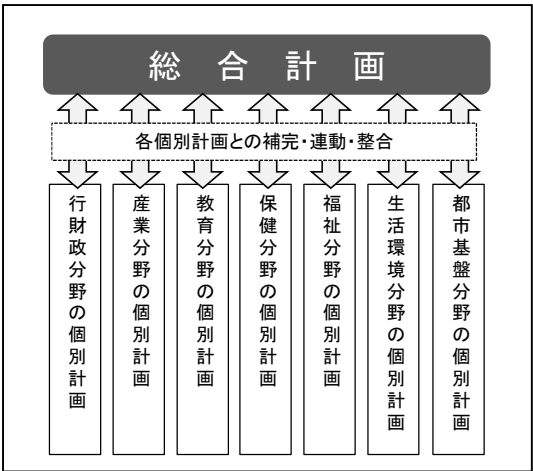
■役割2 行政運営の総合指針

総合計画は、本町が持続可能な町の実現に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進し、効果的な行政運営を進めるための指針となるものです。

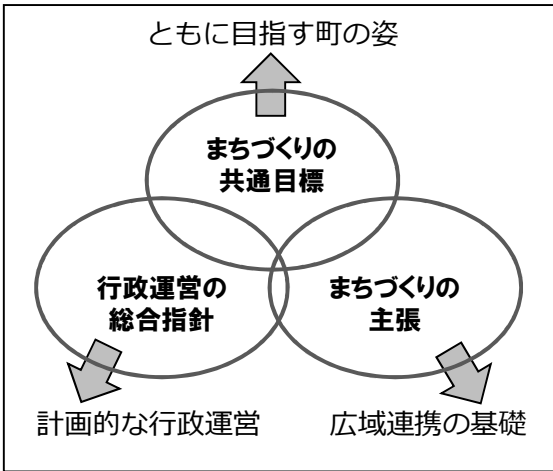
■役割3 まちづくりの主張

総合計画は、国や県、周辺自治体等に対して、本町のまちづくりの方向性を明らかにし、町内外に向けて発信していくとともに、必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

総合計画の位置づけ



総合計画の3つの役割



3. 計画の構成

第5次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」の2つの枠組みで構成します。

■基本構想

基本構想は、本町の目指すべき将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱を示すものです。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

■基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な主要施策等を体系的に示すものです。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

第5次大町町総合計画の構成と期間

総合計画の構成	計画期間									
	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
基本構想	10年									
基本計画	10年									

4. 計画策定体制について

第5次総合計画の策定にあたっては、総合開発計画委員会などの庁内検討体制を組織し、計画の検証・策定・検討を進めるとともに、計画案を附属機関である大町町総合計画開発審議会に諮ることとします。

また、町が目指すべき将来の方向性を共有し、その実現に向けたまちづくりを地域全体で推進するため、計画策定段階からより多くの住民が参画できるよう、住民アンケート調査をはじめ、中学生・高校生を対象としたアンケート調査を実施しました。また、パブリックコメント（計画案について住民から意見を募集する手続き・制度）の実施を予定しています。

5. SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略であり、2015年9月の国連サミットで2030年までの長期的な開発の指針として採択された国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「地球上の誰1人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標に示される多様な項目の追及が、地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであることから、本町においても、本計画に掲げる各施策・事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、持続可能な地域づくりを目指します。

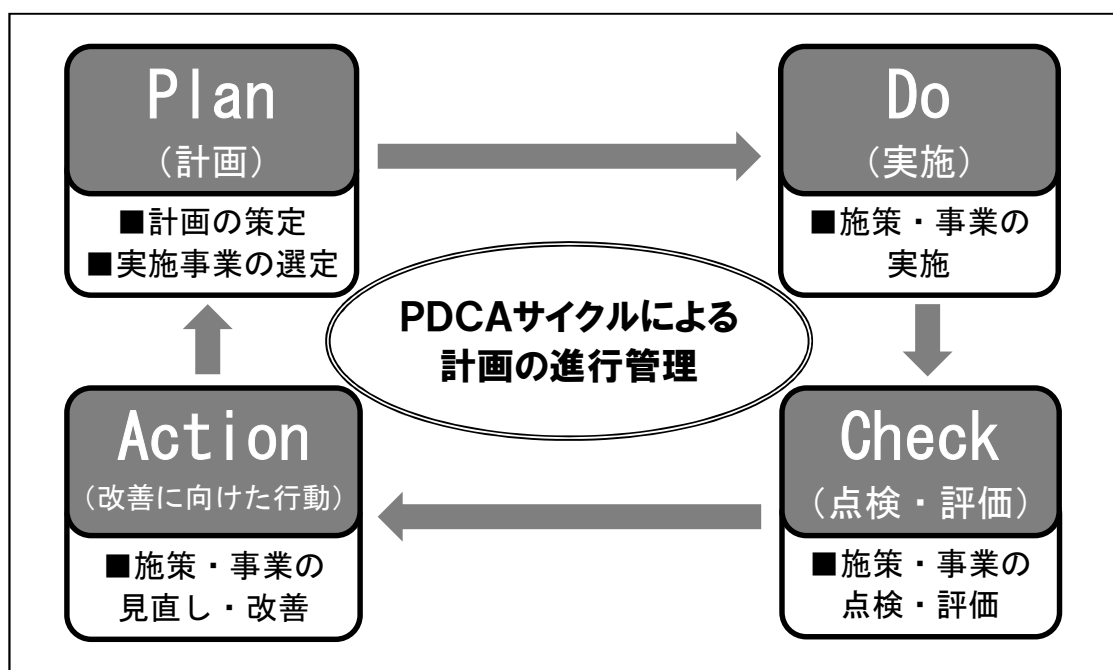
SDGsにおける17の目標



6. 総合計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、事業を実施した結果どのような成果が得られ、各施策課題が解決できたかどうかを検証する進行管理が必要です。そのため、「PDCAサイクル」によって進捗状況进行评估する体制を確立するとともに、各施策に成果指標を設定し、指標と事業の実施状況等をもとに評価を実施し、適正な計画の推進に努めます。

計画の進行管理（PDCA）のイメージ



第2章 町の現状と課題

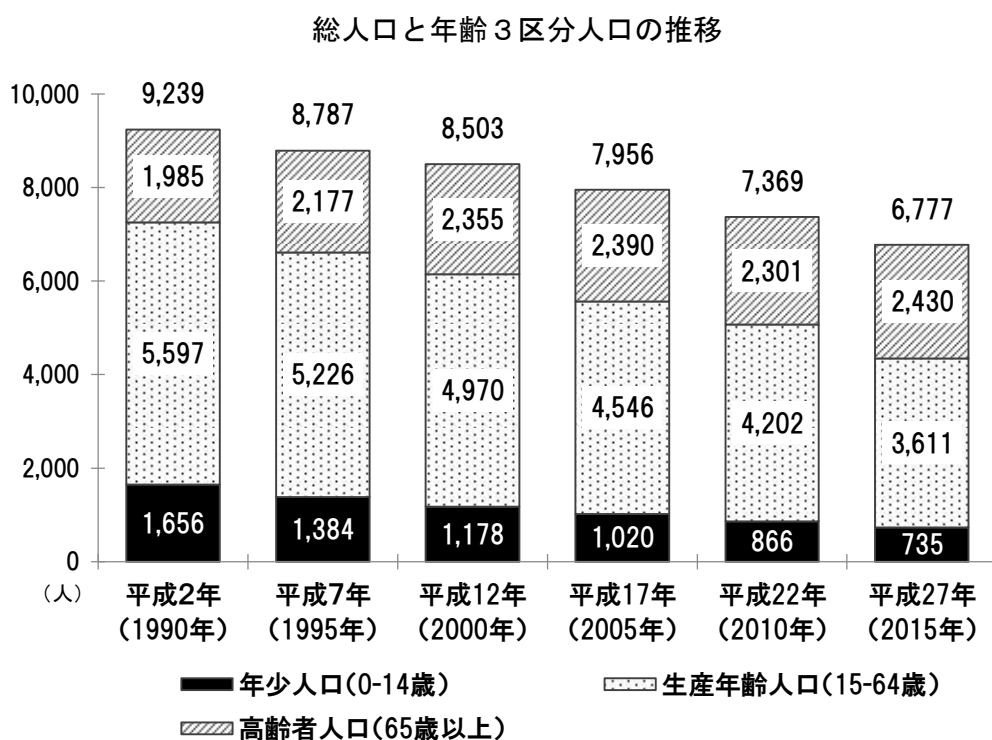
1. 人口等の状況

(1) 総人口等の推移

本町の総人口は、平成2年の9,239人から一貫して減少傾向で推移しており、平成27年では6,777人となっています。

年齢3区分人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向で推移し、高齢者人口（65歳以上）は、平成22年に一旦減少しましたが、平成27では増加しています。

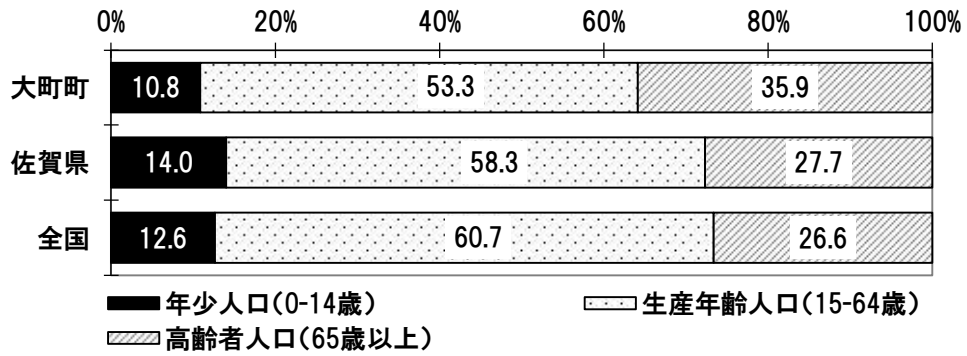
平成27年の年齢3区分人口割合を比較すると、高齢者人口割合は35.9%と国、県を大きく上回ります。一方、年少人口割合、生産年齢人口割合は、国、県を下回ります。



資料：総務省「国勢調査」

※総人口には平成2年（1990年）に1人、平成27年（2015年）に1人の年齢不詳を含む。

年齢3区分人口割合の比較

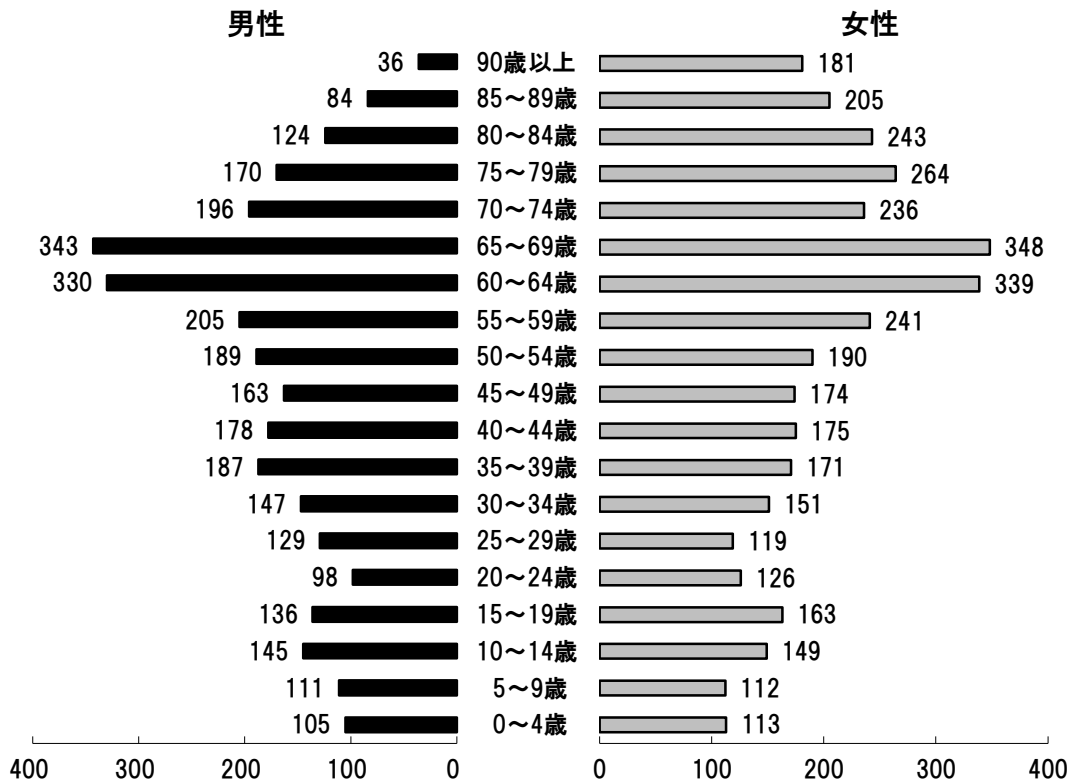


資料：総務省「平成27年国勢調査」

(2) 人口ピラミッドでみる人口構造

人口ピラミッドで人口構造をみると（平成27年国勢調査）、男女とも65～69歳の層が最も多くなっています。いわゆる団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）が高齢者となったことがうかがえます。また、20代、特に20～24歳の層の人口が少ない特徴がみられます。

人口ピラミッドでみる人口構造

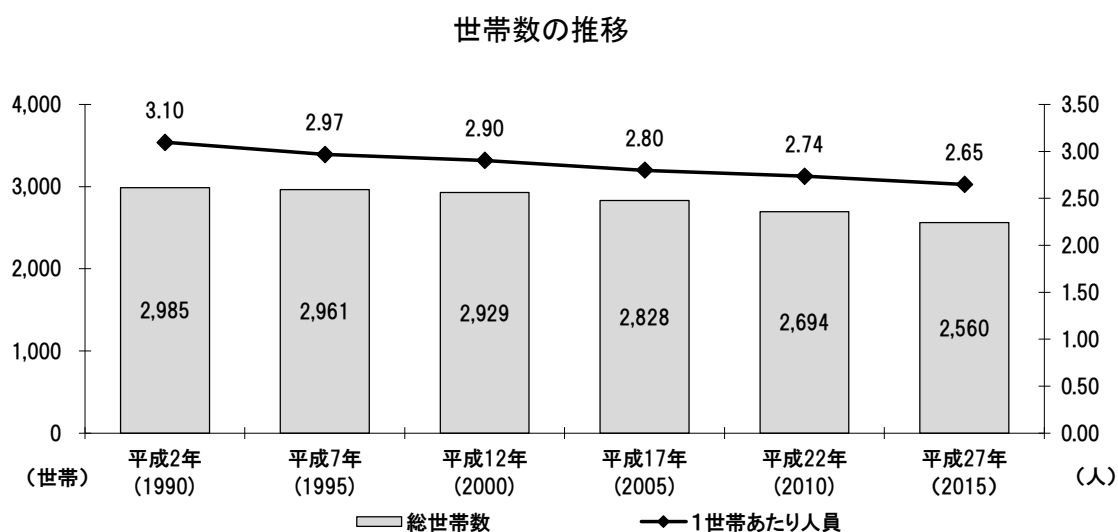


資料：総務省「平成27年国勢調査」

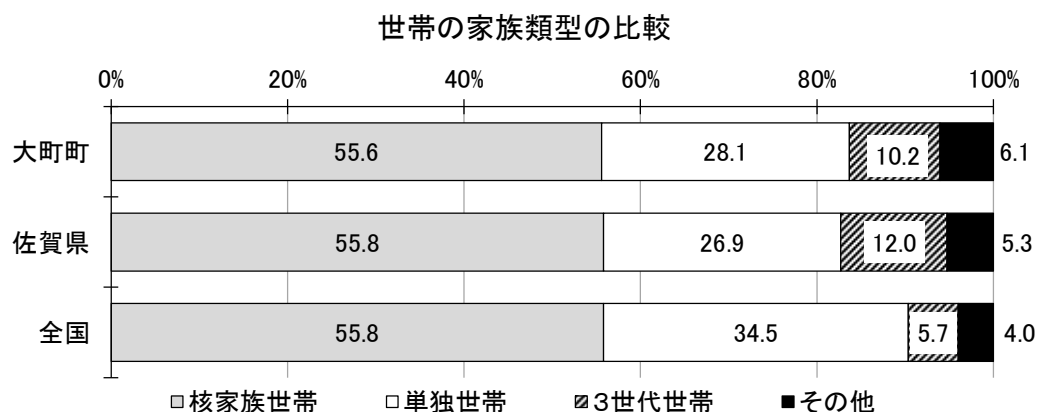
(3) 世帯数・平均世帯人員の状況

本町の世帯数をみると、平成2年の2,985世帯から減少傾向で推移し、平成27年には2,560世帯となっています。また、1世帯あたり人員は、平成2年には3.10人でしたが、核家族化や単独世帯等の増加による世帯の小規模化が進み、平成27年には2.65人となっています。

平成27年で世帯の家族類型をみると、本町は県と同様の傾向にあり、全国に比べて単独世帯が少なく、3世代世帯の割合が国を上回ります。



資料：総務省「国勢調査」



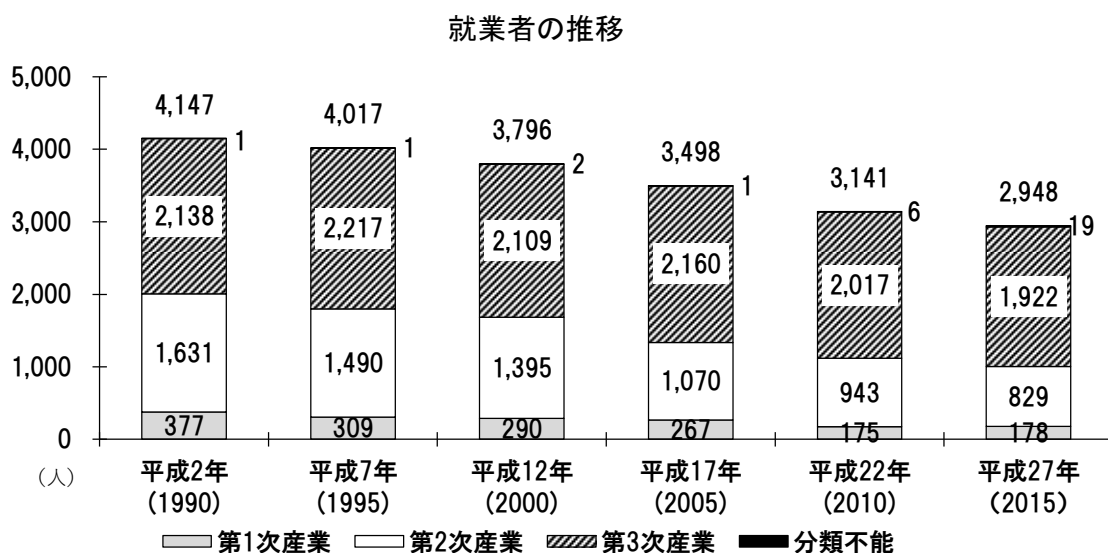
資料：総務省「平成27年国勢調査」

2. 産業の状況

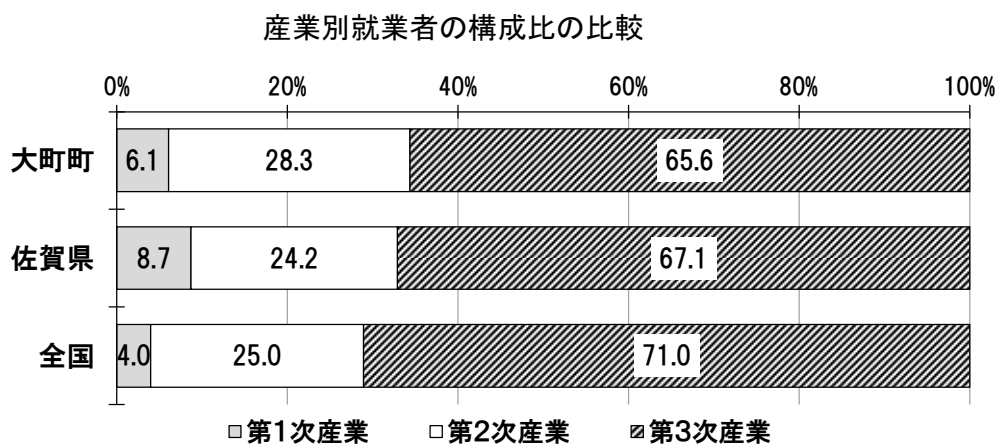
(1) 産業別就業者の推移

本町の就業者数の推移をみると、人口減少・高齢化に伴い、平成2年の4,147人から平成27年の2,948人へと減少傾向で推移しています。

また、産業3区分別就業者の構成比をみると、平成27年には第1次産業が6.1%、第2次産業が28.3%、第3次産業が65.6%となっており、第2次産業の構成割合が国・県を上回ります。



資料：総務省「国勢調査」

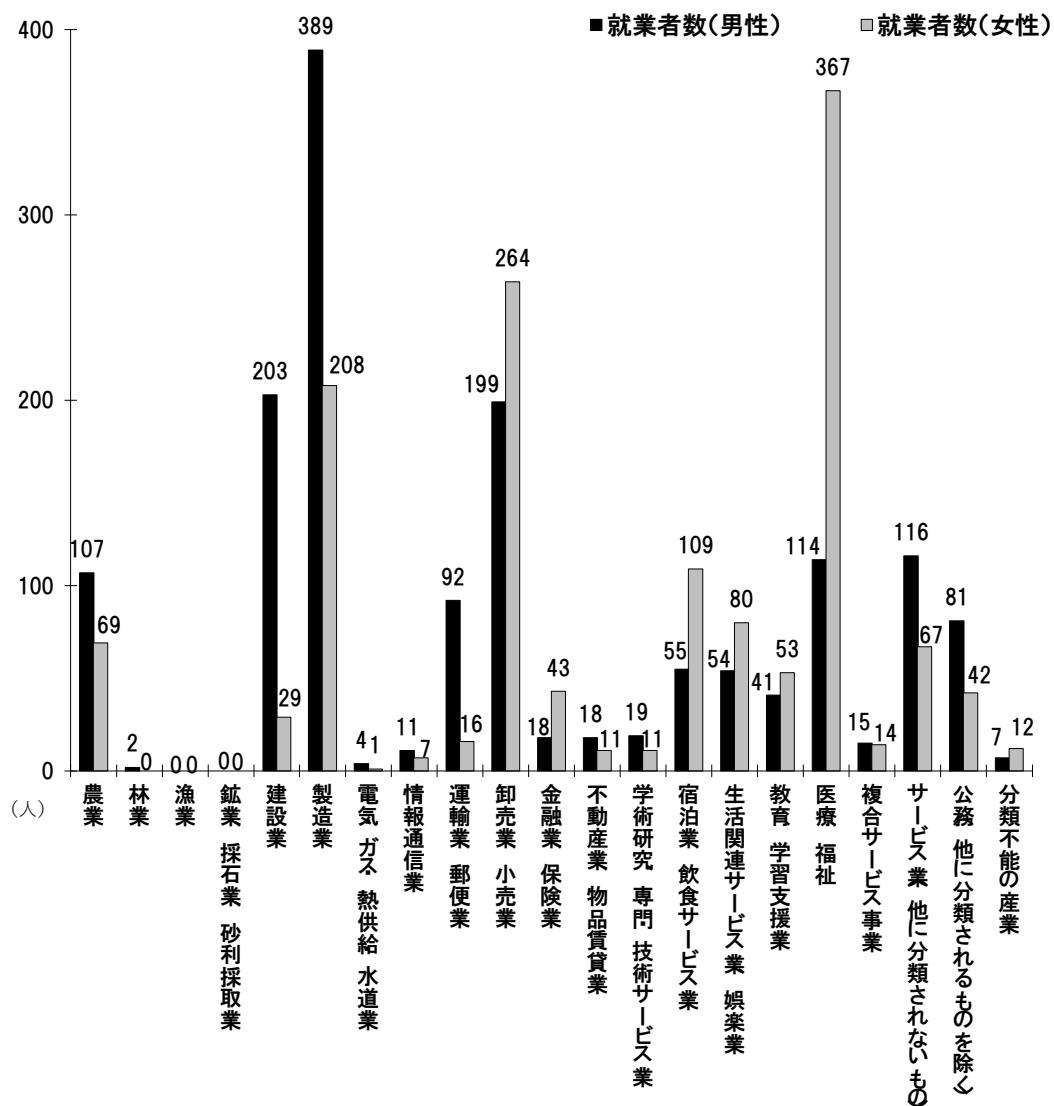


資料：総務省「平成27年国勢調査」

(2) 産業別の就労状況

産業別の就労者をみると、男性は「製造業」、「建設業」、「卸売業、小売業」、の従事者が多く、女性は「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「製造業」の従事者が多くなっています。

産業別・男女別の就労状況



資料：総務省「平成27年国勢調査」

3. 住民ニーズ等の状況

(1) 住民アンケート調査結果の概要

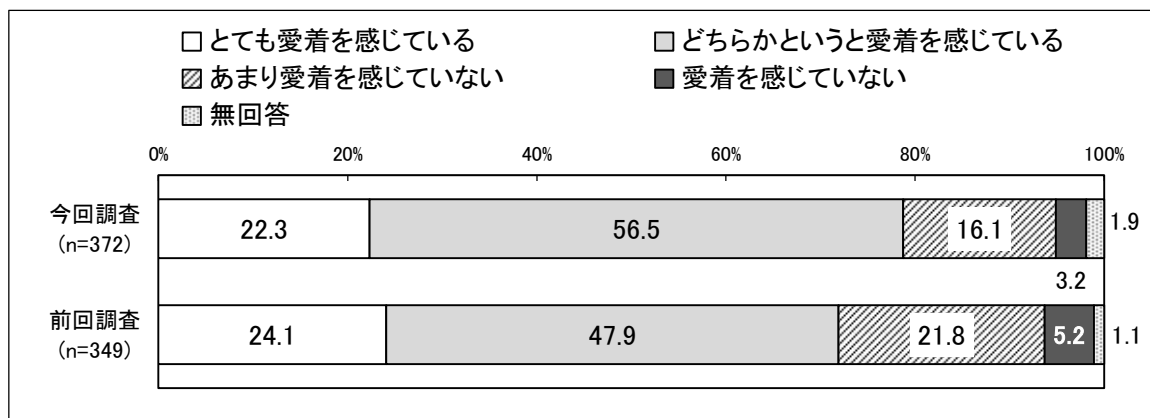
本計画の策定にあたって、幅広く住民の方のご意見やご提言をいただくため、住民アンケート調査等を実施しました。その主要な回答結果は以下のとおりとなっています。

調査概要

	住民アンケート調査	中学生アンケート調査	高校生アンケート調査
調査対象	20歳以上の町内に居住する男女	町内中学校に在籍する生徒	町内高校に在籍する生徒
抽出法	無作為抽出 (住民基本台帳より抽出)	悉皆調査(全数調査)	悉皆調査(全数調査)
調査方法	郵送法(郵送による配布・回収)	留置法(学校を通じた配布・回収)	留置法(学校を通じた配布・回収)
調査時期	令和2年8月	令和2年8月	令和2年9月
配布数	1,000	132	224
有効回収数	372	126	216
有効回収率	37.2%	95.5%	96.4%

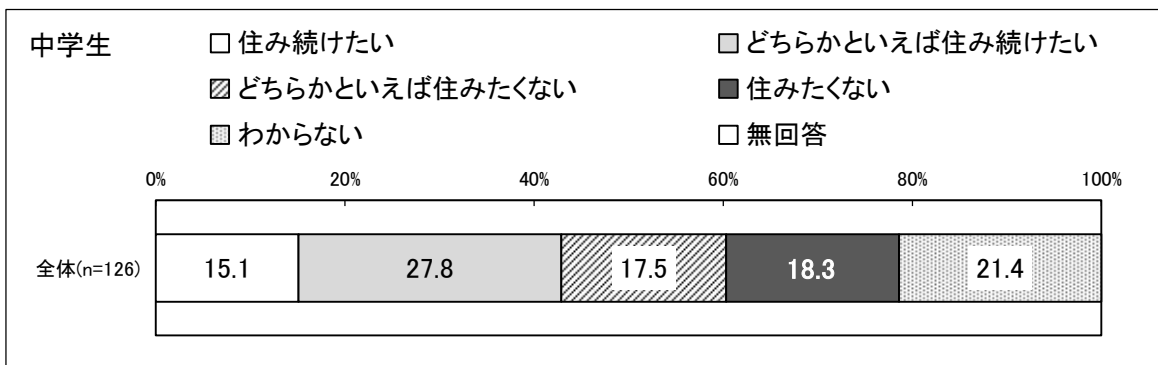
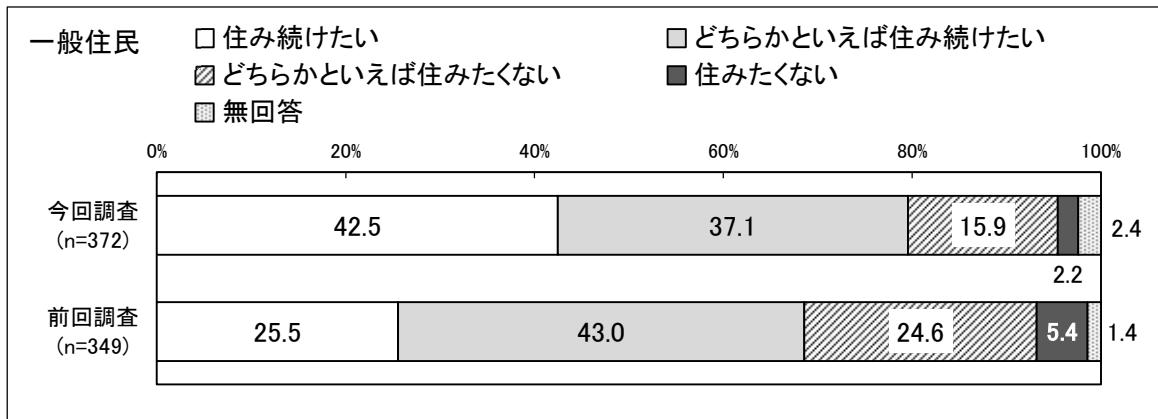
①愛着度について

■『愛着を感じている』は78.8%、『愛着を感じていない』は19.3%。



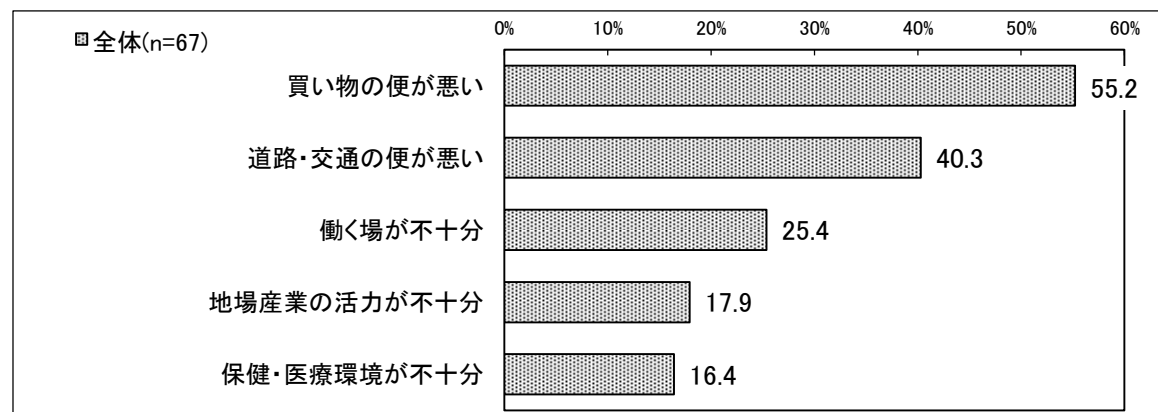
②今後の定住意向について

- 一般住民では『住みたい』は79.6%、『住みたくない』は18.1%。
- 中学生では『住みたい』は42.9%、『住みたくない』は35.8%。



③住みたくない理由

- 「買い物の便が悪い」が第1位。次いで「道路・交通の便が悪い」が続く。



②で『住みたくない』と回答した人のみ。上位回答を抜粋

④まちの各環境に対する満足度

- 満足度が最も高い項目は「水道の整備」。次いで「子育て支援の充実」、「環境衛生の充実」、「健康づくりの充実」、「教育の充実」の順。
- 満足度が最も低い項目は「商業の振興」。次いで「観光・交流機能の創出」、「土地利用の推進」、「住宅・宅地の整備」、「工業の振興」の順。

町の現状について5分野31項目を設定し、「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価した回答結果を、満足度として点数化*しました。

その結果をみると、満足度が最も高い項目は「1-⑤水道の整備」(4.37点)となっており、次いで「2-①子育て支援の充実」(2.29点)、「1-⑦環境衛生の充実」(2.04点)、「2-⑤健康づくりの充実」(1.82点)、「3-①教育の充実」(1.62点)が続き、生活基盤分野、保健・医療・福祉分野の項目が上位に挙げられています。

一方、満足度が最も低い項目は「4-②商業の振興」(-2.41点)となっており、次いで「4-④観光・交流機能の創出」(-1.50点)、「1-①土地利用の推進」(-1.41点)、「1-③住宅・宅地の整備」(-1.19点)、「4-①工業の振興」(-1.12点)などの順となっています。

また、設定した31項目のうち、評価がプラス点の項目は19項目、マイナス点の項目は12項目となっており、特に産業分野ではすべての項目がマイナスになるなど評価が厳しいものとなっています。

満足度（全体／評価点、上位5位、下位5位）

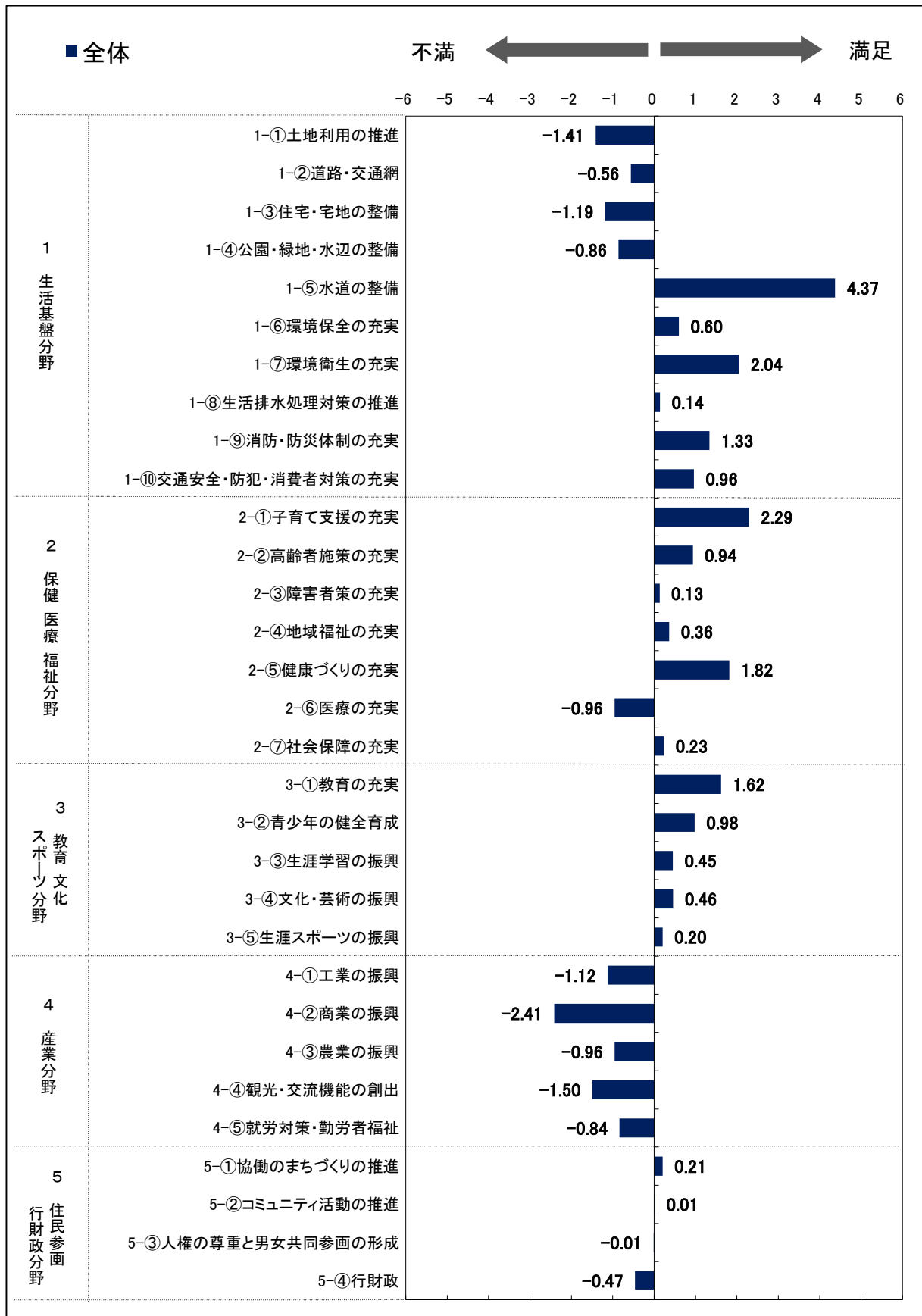
順位	上位項目	評価点		順位	下位項目	評価点
1	1-⑤水道の整備	4.37		1	4-②商業の振興	-2.41
2	2-①子育て支援の充実	2.29		2	4-④観光・交流機能の創出	-1.50
3	1-⑦環境衛生の充実	2.04		3	1-①土地利用の推進	-1.41
4	2-⑤健康づくりの充実	1.82		4	1-③住宅・宅地の整備	-1.19
5	3-①教育の充実	1.62		5	4-①工業の振興	-1.12

※評価点の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出する。

$$\text{評価点} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{「満足している」の回答者数} \times 10 \text{点} + \left(\begin{array}{l} \text{「どちらかといえ} \\ \text{ば満足している」の回答者数} \times 5 \text{点} + \left(\begin{array}{l} \text{「どちらともいえな} \\ \text{い」の回答者数} \times 0 \text{点} + \left(\begin{array}{l} \text{「どちらかといえ} \\ \text{ば不満である」} \\ \text{の回答者数} \times -5 \text{点} + \left(\begin{array}{l} \text{「不満である」の回答者数} \times -10 \text{点} \end{array} \right) \end{array} \right) \end{array} \right) \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{「満足している」、「どちらか} \\ \text{といえ満足している」、「どちら} \\ \text{ともいえない」、「どちらかとい} \\ \text{えば不満である」、「不満である」} \\ \text{の回答者数} \end{array} \right)
 \end{array}$$

満足度（全体／評価点）



⑤まちの各環境に対する重要度

■重要度が最も高い項目は「医療の充実」。次いで「消防・防災体制の充実」、「水道の整備」、「環境衛生の充実」、「子育て支援の充実」の順。

満足度と同様の5分野31項目について、「重視している」、「どちらかといえば重視している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば重視していない」、「重視していない」の5段階で評価した回答結果を、重要度として点数化^{*}しました。

その結果をみると、上位は「2-⑥医療の充実」(4.73点)が最も高く、次いで「1-⑨消防・防災体制の充実」(4.50点)、「1-⑤水道の整備」(4.38点)、「1-⑦環境衛生の充実」(4.37点)、「2-①子育て支援の充実」(4.05点)などが上位に挙げられています。

年齢別でみると、50代が「2-⑥医療の充実」を第1位に挙げています。また、その他の年齢では“生活基盤分野”及び“保健・医療・福祉分野”を重視していることがうかがえます。

重要度（全体／評価点、上位10位）

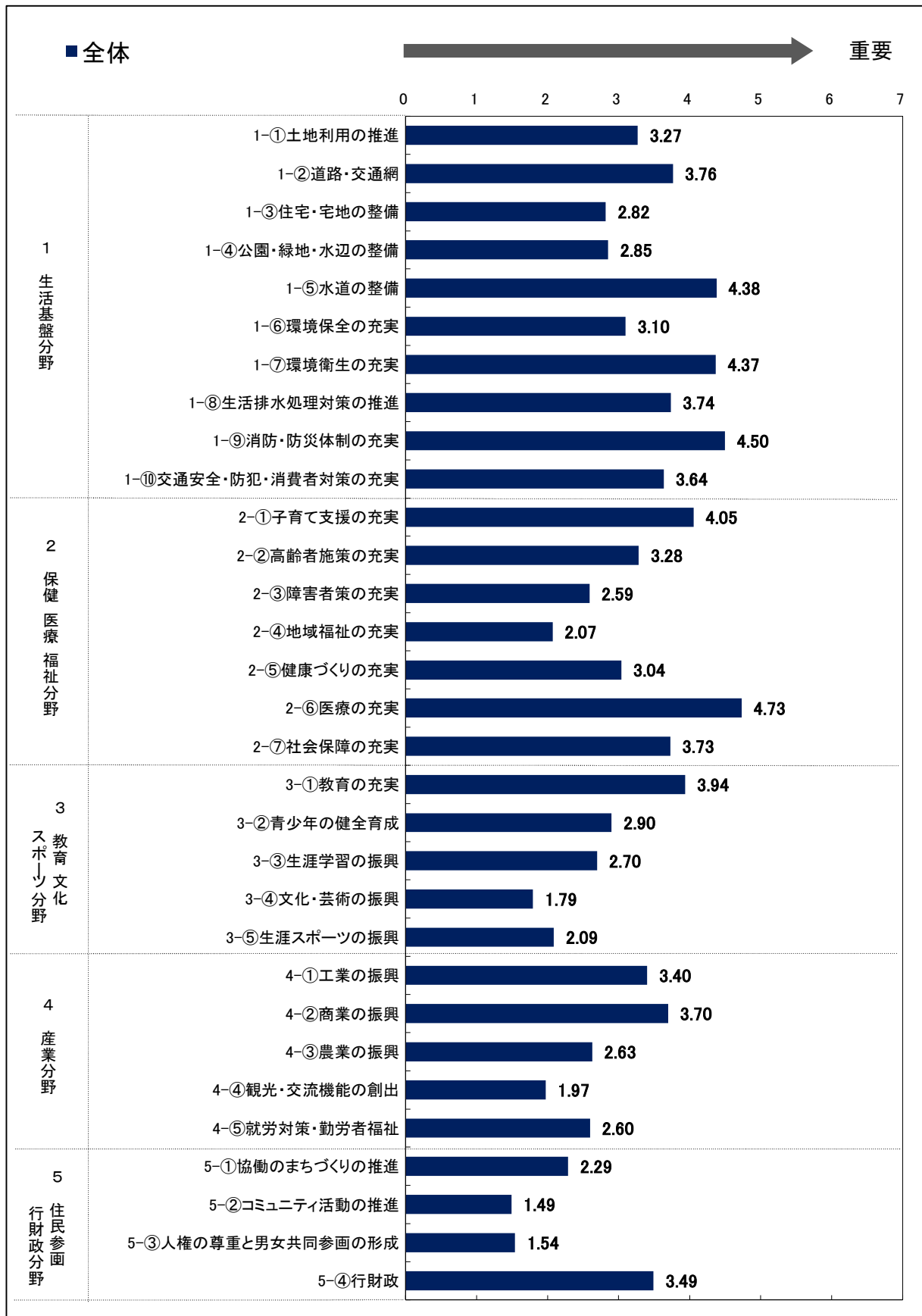
順位	項目	評価点	順位	項目	評価点
1	2-⑥医療の充実	4.73	6	3-①教育の充実	3.94
2	1-⑨消防・防災体制の充実	4.50	7	1-②道路・交通網	3.76
3	1-⑤水道の整備	4.38	8	1-⑧生活排水処理対策の推進	3.74
4	1-⑦環境衛生の充実	4.37	9	2-⑦社会保障の充実	3.73
5	2-①子育て支援の充実	4.05	10	4-②商業の振興	3.70

※評価点の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出する。

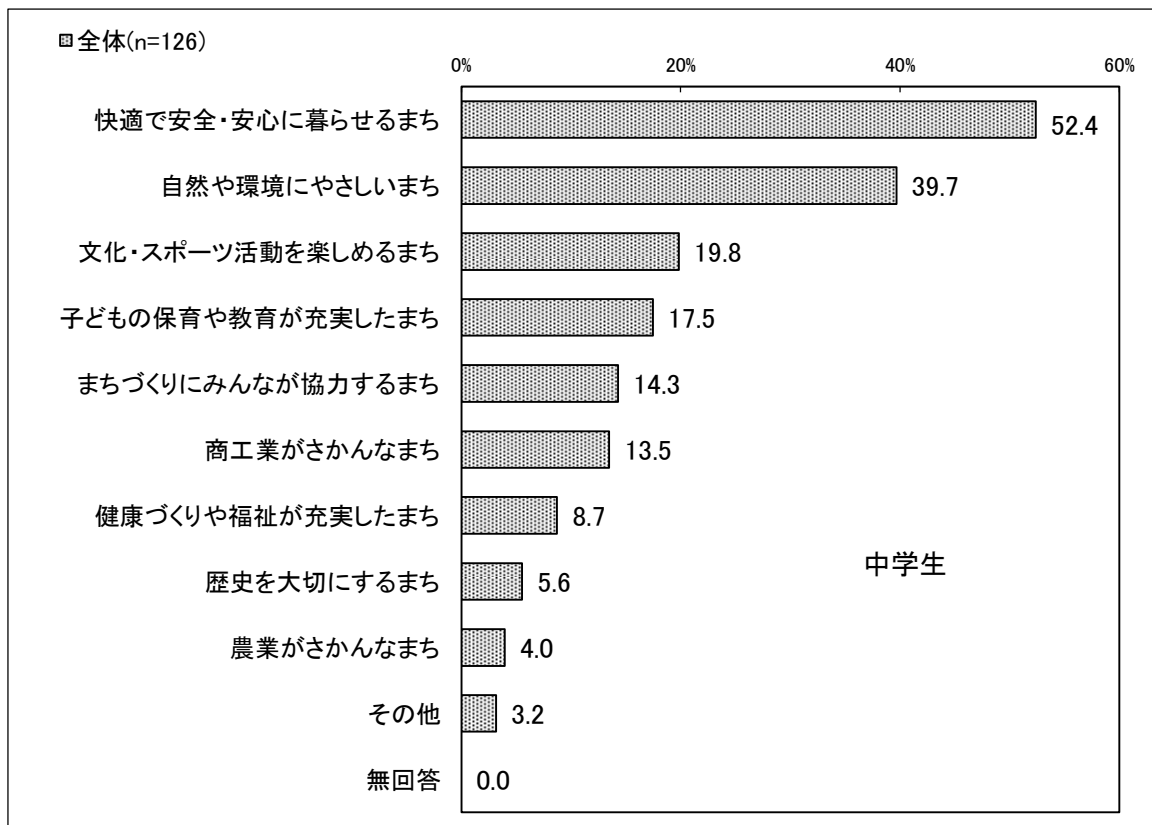
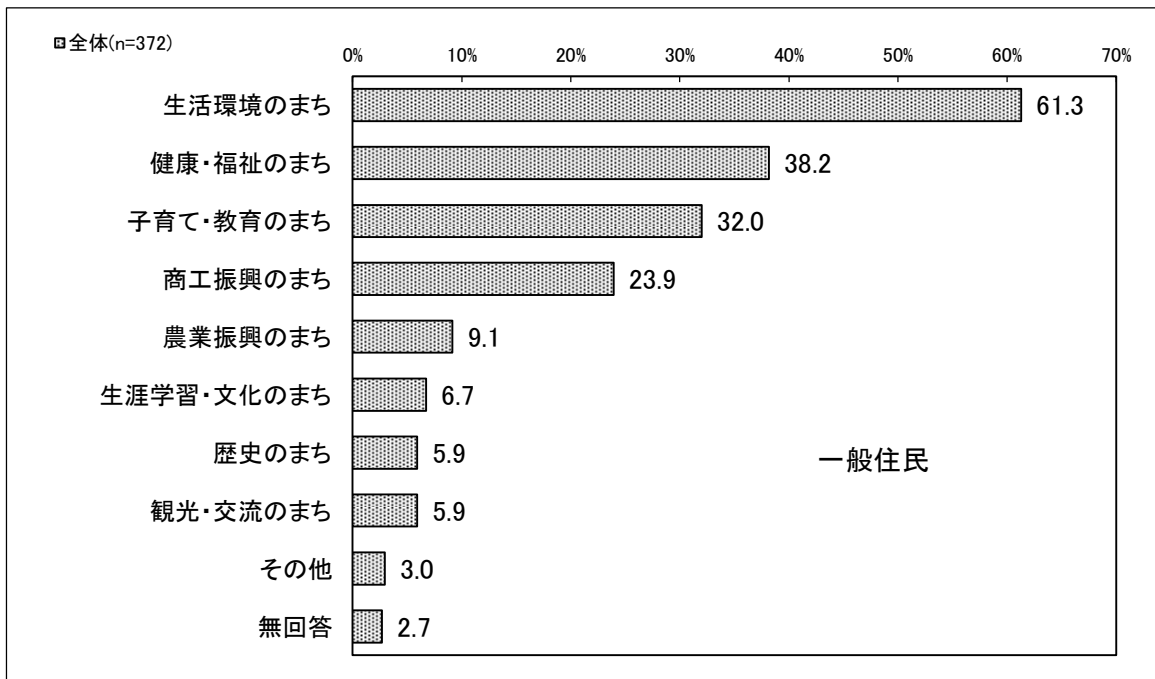
$$\text{評価点} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{「重視している」の回答者数} \times 10 \text{点} + \text{「どちらかといえ} \\ \text{ば重視している」の回答者数} \times 5 \text{点} + \text{「どちらともいえ} \\ \text{ない」の回答者数} \times 0 \text{点} + \text{「どちらかといえ} \\ \text{ば重視していない」の回答者数} \times -5 \text{点} + \text{「重視して} \\ \text{いない」の回答者数} \times -10 \text{点} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{「重視している」、「やや重視し} \\ \text{ている」、「どちらともいえ} \\ \text{ない」、「あまり重視して} \\ \text{いない」、「重視して} \\ \text{いない」の回答者数} \end{array} \right)}$$

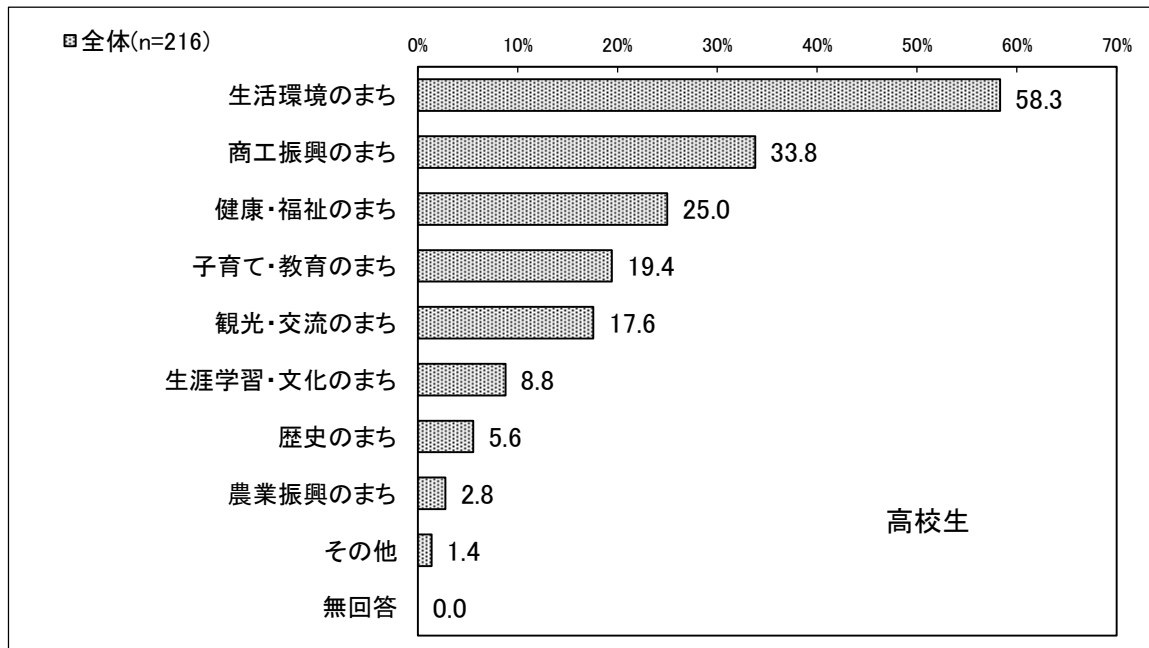
重要度（全体／評価点）



⑥今後のまちづくりの特色について

- 一般住民では「生活環境のまち」が第1位。次いで「健康・福祉のまち」、「子育て・教育のまち」、「商工振興のまち」などの順。
- 中学生では「快適で安全・安心に暮らせるまち」が第1位。次いで「自然や環境にやさしいまち」の順。
- 高校生では「生活環境のまち」が第1位。次いで「商工振興のまち」、「健康・福祉のまち」の順。





4. 町の生かすべき特性

新しいまちづくりを進めるため、町の特性を最大限に発揮できるよう町の魅力を伸ばす視点から見つめ直すことで、本町の持つ特性と魅力について、すべての住民が共有する機会とします。

特性1 特色ある教育環境のあるまち

大町ひじり学園での小中一貫教育など子どもの教育環境の充実に取り組む教育のまちであり、無料で小学生向けに算数学習塾を開催するなど、子どもの学力向上に取り組んでいるまちです。

特性2 交通立地条件のよいまち

本町は、佐賀県のほぼ中央に位置し、国道34号、J R佐世保線が東西に走り、長崎自動車道のI Cに近接し、近隣市町への通学・通勤がしやすい交通立地条件のよいまちです。

特性3 自然環境に恵まれた歴史のまち

本町は、聖岳を頂とした山林、楠の群生林とともに、ため池や六角川へ注ぐクリークなど水と緑に包まれた自然環境に恵まれたまちであるとともに、旧長崎街道沿いの街並みや寺社仏閣、産炭地としての歴史を伝えるボタ山や大町煉瓦館などの近代化遺産のある歴史のまちです。

特性4 多様な産業があるまち

本町は白石平野の高い生産力に支えられ、米・麦・野菜を中心とした第1次産業をはじめ、多くの事業所が立地する工業、国道沿道に商業集積が進むなど、多様な産業があるまちです。

特性5 目配り、気配りのできる互いの顔がみえるまち

本町は、人と人とのつながりや地域連帯感、郷土意識が薄れていく傾向にある中で、人のあたたかさや人情、地域の連帯感があります。また、総面積11km²と効率的なまちづくり、町一体となった特色あるまちづくりを行いやすい、互いの顔がみえるまちです。

5. 町を取り巻く時代潮流

町を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これからのまちづくりにおいて、対応すべき代表的な時代の潮流は、次のとおりとなります。

時代潮流 1 人口減少・少子高齢化の進行

わが国では、出生数の減少による少子化が加速するとともに、超高齢社会が到来しています。

また、これらに伴って人口も急速に減少しており、このままでは、将来にわたって活力ある社会を維持することが困難になるという指摘もみられます。

このため、人口減少が進む中、定住・移住の促進をはじめ、少子化や超高齢社会など人口構造の変化に対応した取り組みを進めていくことが求められます。

時代潮流 2 感染症拡大等による地域経済活動の低迷

わが国の景気は、全体的に緩やかな回復基調にあるといわれていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に端を発し、全国各地で社会経済活動が停滞するなど、都市部はもとより地方における産業・経済も厳しい状況が続いています。

こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、「新しい生活様式」など感染症克服と経済活性化の両立の視点を取り入れ、地方産業の再生を促す取り組みを模索していくことが求められます。

時代潮流 3 安心・安全への意識の高まり

全国各地で発生する地震災害や集中豪雨による災害に対する人々の意識が一層高まってきています。また、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪や事故のほか、食の安全に関する問題や新型コロナウイルスへの対応など、様々な場面で安全・安心の確保が強く求められています。

このため、災害や犯罪・事故に対する危機管理体制の強化をはじめ、新型コロナウイルス対策のための新しい生活様式を踏まえ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められます。

時代潮流 4 地域共生社会の構築

高齢者等の孤独死や限界集落の増加などが社会問題になるなど、全国的に地域における支え合う機能、自治機能の低下が懸念されています。

しかし、少子高齢化が急速に進行する中、また、大規模な災害が頻発する中、身近な地域における高齢者や障がい者の見守り、地域ぐるみの子育てや子どもの安全対策、自主的な防災活動や避難支援活動等の重要性が再認識されてきており、支え合い助け合うコミュニティの再構築が強く求められています。

このため、今後のまちづくりにおいては、あらゆる分野において、人と人とが支え合い、ともに生きる「地域共生社会」づくりに向けた取り組みを積極的に進めていくことが求められます。

時代潮流 5 情報技術の進展

インターネットや携帯端末等の普及による情報化の進展は、利便性の向上やコミュニケーションの多様化・高度化をもたらし、社会生活に大きな変化を及ぼしています。

近年では、I o T (Internet of Things) の進展により、今までにない新たな価値を生み出すSociety 5.0が提唱されており、また、人工知能 (A I) とロボット技術の進化により、人々の生活をよりよいものへと変革する「デジタル・トランスフォーメーション (D X)」の推進が重要視されています。こうした情報化は、自治体における業務の効率化や住民サービスの向上、そして地域活性化に大きな役割を果たすものとして、その重要性がさらに高まってきています。

このため、情報技術の進化を踏まえ、まちづくりに欠かせない基盤として認識し、積極的に取り組んでいくことが求められます。

時代潮流 6 地方分権・地方創生の進展

地方分権が進展する中、自治体には、創意工夫のもと持続可能なまちづくりを展開していくことが一層強く求められます。

このため、住民をはじめ、各種団体や民間企業などが参画・協働するまちづくりを進めるとともに、行政経営のさらなる効率化を進め、自立性を高めていくことが求められます。

また、わが国では、人口減少・超高齢社会を迎える中、地方に活力を取り戻すため、地方創生に向けた総合的な取り組みが進められています。

このため、町においても、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための独自戦略を実行していくことが求められます。

6. 今後のまちづくりに向けた主要課題の整理

本町の現況特性や社会情勢の変化などを踏まえ、今後のまちづくりを進めていく上での主要課題を整理します。

課題1 安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境の構築

子どもを安心して産み育てられるように、子育て支援や保健・福祉の充実など、子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、特色ある学校教育の一層の充実を図り、学校、地域、家庭が一体となって子どもを育成するための環境づくりをしていくことが必要です。

また、本町の若い世代が地元へ定着するための取り組みを推進し、将来においても活力を維持できる人材を確保していくことが求められます。

課題2 高齢化社会に対応した支援体制の構築

急速な高齢化の進行に的確に対応するため、地域での生活支援や介護の必要な世帯の把握、支え合いのあり方を検討するなど、町内の人口構造、地域構造に対応したまちづくりを総合的に進める必要があります。

また、必要な生活基盤の計画的な整備を進め、誰もが自立を目指せる地域社会づくり、住民が安心して暮らせる保健・福祉サービスの提供が求められます。

課題3 U・Iターンによる定住促進

本町は、主に若年層の進学や就職などに伴う多数の転出に対し、一度町外に転出した本町出身者のUターンや新たに移住するIターンの転入が少ないことが人口減少の要因の一つとなっています。

そのため、U・Iターンを希望する方が、本町で働きがいを持ち、安心して暮らせるよう、定住に必要な住まいをはじめとする生活環境や生計を立てるための雇用・就労環境の整備を図るなど、定住促進を総合的に進め、これまで住み続けてきた住民にとっても、生活の質の向上につなげていくことが重要となります。

また、情報発信の強化を図り、移住希望に対する町内の受け入れ体制の構築を目指していくことが求められます。

課題4 担い手や後継者の育成

本町では、多くの産業分野で就業人口の減少が進んでおり、第1次産業においては、就業者の高齢化による担い手や後継者の育成・確保が急務となっています。

そのため、生業として魅力ある産業となるよう、新規就農者などの支援のほか、生産力や就労環境の整備を図っていく必要があります。

課題5 防災・減災対策の推進

令和元年8月の豪雨災害を教訓として、水害や地震など本町に被害をもたらすことが想定される災害を踏まえ、ソフト・ハードの両面から災害に強いまちの構築が求められます。

また、地域で助け合い、支え合う連帯感が、いざというときの対応に大きく関わることから、自主防災組織の充実などを図るとともに、高齢者や障がい者など、要配慮者への避難支援対策の強化を図る必要があります。

課題6 地域で協力し合える環境づくり

今後のまちづくりにおいては、地域課題に取り組み、新たなまちづくりを牽引する人材が求められます。

そのため、様々な地域活動を通じて各世代で推進役となる人材を育成するほか、地域の運営や活動が円滑かつ効率的に進むよう、住民と行政との相互理解を深め、協力し合える環境づくりを進める必要があります。

課題7 行政経営力の向上

人口の減少や経済成長の低下に伴い税収が減少し、一方で福祉などの社会保障費の増大などから、本町の財政運営は厳しい状況が今後も続くことが見込まれます。

こうした中、持続可能な行財政運営を行うためには、職員の能力の一層の向上を図り、住民に信頼される職員を育成するとともに、どのような施策が住民や地域にとって重要なのかを的確に把握し、効率的な行財政運営を行うことにより、厳しい財政状況の中にあっても、財政基盤の強化に努め、政策形成能力を含めた行政経営力の向上を図っていく必要があります。

第2部 基本構想

第1章 町の将来像

1. 基本理念

序論に基づき、新しいまちづくりを進める上で、すべての分野において尊重する基本理念を次のとおり定めます。

基本理念1 地域特性や地域資源を最大限に「生かす」

特色ある教育環境をはじめ、交通立地条件、自然環境・歴史、交流資源、多様な産業などを本町の地域特性や地域資源を磨き、最大限に「生かす」まちづくりを進めます。

基本理念2 快適で安心できる暮らしを「つくる」

移住・定住につながる住環境など魅力ある生活基盤をはじめ、活力ある産業基盤、防災体制や生活安全環境、子育て支援から高齢者や障がい者への支援の充実を図り、快適で安心して暮らしを「つくる」まちづくりを進めます。

基本理念3 地域づくりをともに「担う」

心豊かな人を育み、住民、各種団体、行政がともに協働して地域づくりを「担う」まちづくりを進めます。

2. 将来像

将来像は、基本理念に基づき、本町が10年後に実現すべき姿を示すものであり、今後のまちづくりの象徴となるものです。

本町においては、人口減少・少子高齢化が進行するとともに、地域産業を取り巻く状況が厳しさを増し、これらに伴う地域全体の活力低下が大きな課題となっています。

こうした中、まちの魅力を高め、地域活力を維持していくためには、住民・地域・行政などが連携・協力しながら、課題解決に向けて町が一体となって新たなまちづくりに取り組むことが求められています。

このため、本町の特性や地域資源を最大限に生かしながら、定住・移住促進による人口減少対策を進め、子どもから高齢者まで、誰もが元気に住み続けられるまちを創造していく思いを込めて、将来像を次のとおり定め、その実現を目指します。

将来像案

創造！ 一住みやすさを形に一
ふれあいあふれる元気な町 大町

3. 基本目標

将来像に掲げるまちを実現していくために、目指すべき基本目標（まちづくりの柱）と施策項目を、次のとおり定めます。

基本目標1 快適な暮らしを支える基盤づくり

調和のとれた土地利用の推進をはじめ、道路・交通利便性の向上、定住・移住の促進に向けた住環境の整備を図ります。また、自然環境の保全とともに、ごみ処理など循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。さらに、防災・減災体制の強化や交通安全や防犯といった生活安全対策の強化を図り、快適な暮らしを支える基盤づくりを進めます。

■施策項目

- 1-1. 土地利用の推進
- 1-2. 道路・交通の充実
- 1-3. 住環境の整備
- 1-4. 環境対策の推進
- 1-5. 消防・防災・減災体制の充実
- 1-6. 交通安全・防犯・消費者対策の充実

基本目標2 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、高齢者や障がい者への生活支援体制や地域での子育て支援の充実を図ります。また、健康寿命の延伸に向け、健康づくり活動や保健事業の充実を図り、住み慣れた地域で暮らせる環境づくりを進めます。

■施策項目

- 2-1. 子育て支援の充実
- 2-2. 高齢者施策の充実
- 2-3. 障がい者施策の充実
- 2-4. 地域福祉の推進
- 2-5. 健康づくりの推進

基本目標 3 人と文化を育むまちづくり

特色ある義務教育学校での学校教育環境の一層の充実を図るとともに、青少年の健全育成を図ります。また、生涯学習社会の形成を進めるとともに、自主的なスポーツ活動の充実、文化芸術活動の充実、文化財の保護・活用に取り組み、人と文化を育むまちづくりを進めます。

■施策項目

- | |
|--------------------|
| 3-1. 教育の充実 |
| 3-2. 生涯学習・文化・芸術の振興 |
| 3-3. 生涯スポーツの振興 |

基本目標 4 にぎわいと活力ある地域づくり

魅力ある商業環境づくりをはじめ、既存企業の体質強化への支援、企業誘致に向けた条件整備、起業支援など商工業の活性化に取り組みます。また、担い手の確保と育成、生産基盤の整備など農業振興を図るなど、にぎわいと活力ある地域づくりを進めます。

■施策項目

- | |
|-------------|
| 4-1. 商工業の振興 |
| 4-2. 農業の振興 |
| 4-3. 交流の推進 |

基本目標 5 協働による持続可能な地域づくり

住民と行政との情報の共有化や多様な分野における町民・民間の参画・協働の仕組みづくりを構築し、協働のまちづくりに取り組むとともに、業務の効率化や住民サービスの向上に向けたデジタル化への対応や社会経済情勢の変化に対応した持続可能な行財政運営を推進し、協働による持続可能な地域づくりを進めます。

■施策項目

- | |
|------------------------------|
| 5-1. 協働・コミュニティ活動の活性化 |
| 5-2. 人権の尊重と男女共同参画社会の形成 |
| 5-3. デジタル化への対応・持続可能な行財政運営の推進 |

4. 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおり設定します。

将来像案

創造！ 一住みやすさを形に一
ふれあいあふれる元気な町 大町

基本目標 1

快適な暮らしを支える基盤づくり

- 1-1. 土地利用の推進
- 1-2. 道路・交通の充実
- 1-3. 住環境の整備
- 1-4. 環境対策の推進
- 1-5. 消防・防災・減災体制の充実
- 1-6. 交通安全・防犯・消費者対策の充実

基本目標 2

住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

- 2-1. 子育て支援の充実
- 2-2. 高齢者施策の充実
- 2-3. 障がい者施策の充実
- 2-4. 地域福祉の推進
- 2-5. 健康づくりの推進

基本目標 3

人と文化を育むまちづくり

- 3-1. 教育の充実
- 3-2. 生涯学習・文化・芸術の振興
- 3-3. 生涯スポーツの振興

基本目標 4

にぎわいと活力ある地域づくり

- 4-1. 商工業の振興
- 4-2. 農業の振興
- 4-3. 交流の推進

基本目標 5

協働による持続可能な地域づくり

- 5-1. 協働・コミュニティ活動の活性化
- 5-2. 人権の尊重と男女共同参画社会の形成
- 5-3. デジタル化への対応・持続可能な行財政運営の推進

第2章 施策の大綱

基本目標 1 快適な暮らしを支える基盤づくり

1-1. 土地利用の推進

土地の有効利用や地域の自然環境・生活環境の保全を通じて、地域の活力を高め、魅力ある地域づくりのために、適切な誘導・指導を計画的に進めます。

1-2. 道路・交通の充実

交通の利便性や安全性の向上を目指して、国・県道の整備促進を働きかけていくとともに、狭あいな生活道路等の計画的整備と効率的な維持・管理を図ります。また、公共交通機関の利便性の向上を図ります。

1-3. 住環境の整備

多様化する住宅ニーズへの対応と定住促進に向け、公営住宅の整備をはじめ、空き家対策、住宅地の確保など快適でゆとりある良質な住宅・宅地の供給を図ります。また、公園等の充実と適切な維持・管理、河川・水路・ため池の整備を図ります。

1-4. 環境対策の推進

水と緑あふれる豊かな自然環境の保全をはじめ、省エネルギーの推進、地球温暖化防止のほか、広域的連携による安定的なごみ処理体制の充実、不法投棄の防止などに取り組み、環境保全と循環型社会の形成を図ります。また、佐賀西部広域水道企業団と連携し、快適な住民生活に欠かせない安全な飲料水の安定供給を図ります。さらに、合併処理浄化槽の設置など町全域における適正な生活排水処理を図ります。

1－5. 消防・防災・減災体制の充実

杵藤地区広域市町村圏組合消防本部と大町町消防団の連携のもと、防災・減災対策の充実に努め、地震、台風、局地的な豪雨などあらゆる災害に対応できるまちづくりの実現を目指します。また、県や関係機関と協力し、消防団員の確保対策を推進します。併せて、自主防災組織の活性化を支援するとともに、防災施設の整備充実に努めます。

1－6. 交通安全・防犯・消費者対策の充実

交通事故のない社会を目指し、交通安全教育・啓発活動を推進するとともに、交通安全施設の整備を図ります。また、警察等と連携した防犯体制を強化するとともに、住民の防犯意識の高揚、防犯灯の設置など犯罪のない地域社会づくりを推進します。さらに、消費者問題が増加する中、関係機関と連携のもと、消費生活相談体制の充実や啓発活動の推進を図り、消費者の自立支援に努めます。

基本目標 2 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

2-1. 子育て支援の充実

すべての子育て家庭が、子育てに伴う喜びを実感でき、次代を担う子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみで子育てを支援するとともに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。

2-2. 高齢者施策の充実

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、健康づくりやニーズに対応した生活支援サービスを提供するとともに、高齢者の社会活動への参加、就業機会の拡大を進めます。

2-3. 障がい者施策の充実

障がい者に対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するため、相談・就労体制を充実し、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

2-4. 地域福祉の推進

互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉協議会等との連携のもと、住民自らによる地域福祉活動の推進を支援します。また、様々な困難を抱えた人への支援体制の充実を図ります。

2-5. 健康づくりの推進

健康寿命の延伸に向け、住民の「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識を高め、地域における健康づくり活動などを支援するとともに、各種健康診査や保健事業の充実を図ります。

基本目標 3 人と文化を育むまちづくり

3-1. 教育の充実

子どもたちが生きる力を身に付け、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、小中一貫教育の充実を図るとともに、児童生徒の安全対策を推進します。また、青少年健全育成に向け、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めます。

3-2. 生涯学習・文化・芸術の振興

住民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、誰もが学べる学習環境を整備するとともに、住民の自発的な学習活動への支援を図ります。また、住民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、施設の老朽化への対応や貴重な文化財の保存・活用を図ります。

3-3. 生涯スポーツの振興

住民が生涯にわたってスポーツ活動を行える環境づくりに向け、大町遊ゆうスポーツクラブや体育協会への支援、指導者の育成・確保、体力・年齢等に応じたスポーツの普及を図ります。また、既存の町スポーツ施設の有効利用や代替複合施設建設の検討を行います。

基本目標 4 にぎわいと活力ある地域づくり

4-1. 商工業の振興

にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。

また、既存企業の体質強化を支援するとともに、企業誘致に向けた条件整備、起業支援など地域経済の活性化と雇用の場の確保を図ります。

4-2. 農業の振興

本町の特性を生かした作物の産地化を推進し、付加価値の高い農産品づくりに取り組むとともに、団地化など効率的な利用を図り、担い手の確保と育成、生産基盤の整備などを進め、多面的機能を発揮する持続可能な農業を推進します。

4-3. 交流の推進

交流人口の増加と地域活性化に向け、情報発信力の強化を図るとともに、地域資源の発掘や活用など、多面的な取り組みを一体的に推進し、交流機能の充実を図ります。

基本目標 5 持続可能な地域づくり

5-1. 協働・コミュニティ活動の活性化

住民と行政の役割と責任を明確にし、協働のまちづくりに取り組むとともに、広報・広聴活動の一層の充実など参画・協働に向けた住民と行政の情報の共有化を図ります。また、地域コミュニティ活動への支援をはじめ、地域リーダーなど人材の発掘・育成を図ります。

5-2. 人権の尊重と男女共同参画社会の形成

差別のない明るい地域社会の形成に向け、地域・学校・事業所などと連携し、人権教育や啓発活動を推進します。また、男女共同参画社会の実現に向け、町や地域における政策・方針決定過程などへの女性参画機会の拡大に努めます。

5-3. デジタル化への対応・持続可能な行財政運営の推進

限られた行政資源を有効に活用した効率的な行政経営をはじめ、中長期的な財政見通しを踏まえた健全な財政運営、業務効率化や住民サービスの向上に向けたデジタル化への対応、周辺自治体との連携による効果的な施策の展開などに取り組み、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な行財政運営を推進します。

第3章 将来人口と土地利用方針

1. 将来人口の見込み

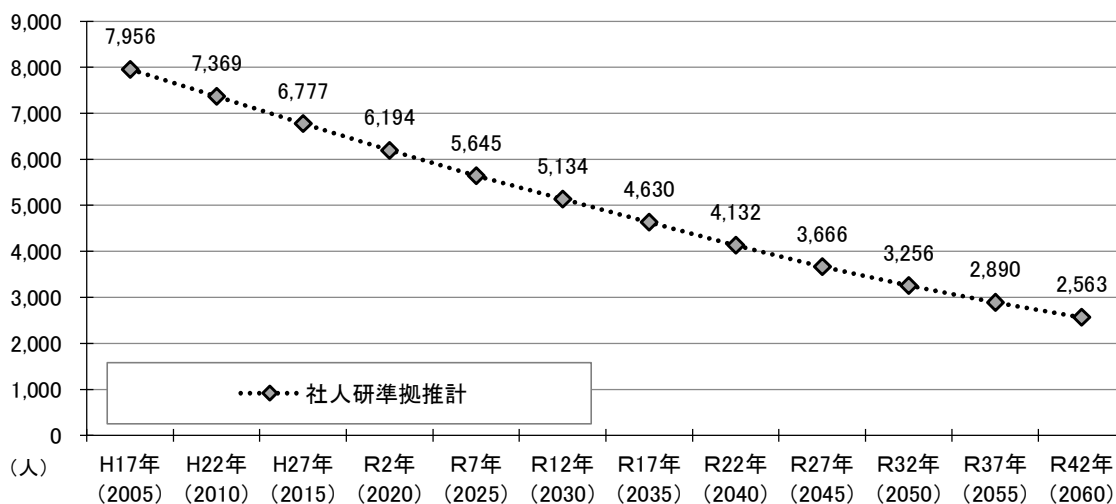
本町の人口は、平成27年で6,777人と平成17年の7,956人から減少傾向で推移しており、高齢化率は35.9%となっています。

本町の将来人口を展望するための基礎として、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）での「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」や国提供の推計ワークシートをもとに将来人口を推計した結果は以下のとおりとなり、社人研準拠の推計では、2045年に3,666人まで減少することが見込まれます。

特に本町では、進学・就職時、結婚時に町外に転出し、Uターンによる転入はみられるものの若い世代で転出超過となっています。また、母親となる若い世代の女性自体の減少等により、出生数が減少し、自然減が進んでいます。

こうした人口動向に関する課題を踏まえ、本計画の推進により、転出超過傾向にある社会減対策と合計特殊出生率の向上を同時に進め、人口減少を抑制し、年少人口割合の増加と老年人口割合の抑制を図り、持続可能なバランスのとれた人口構成の実現を目指す必要があります。

将来人口の推計結果



2. 土地利用の方針

土地は、地域での暮らしや産業活動を将来にわたって支える、かけがえのない資源であり、土地の利用にあたっては、自然環境の保全、地域住民の利便性や安全の確保に努めながら、自然的、社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮し、持続可能な均衡ある発展を目指します。

①定住・移住の促進の増加につながる取り組みの推進

土地の管理水準の低下や非効率な土地利用の増大、空き家などの増加に対応し、適切な管理や有効利用を図り、定住・移住の促進につながる住環境の整備に取り組みます。また、人口減少や少子高齢化に対応するために、誰もが暮らしやすく、安心して生活できる地域づくりを推進します。

②自然と共生した安全・安心な町土の保全・強靱化

地震のほか、台風の大型化、降雨の局地化・激甚化による風水害が危惧される中、安全・安心な地域社会の構築に向けて、災害が発生しても住民の命を守り、被害を最小限に抑えられるよう、町土の保全・強靱化に取り組みます。また、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、自然との共生を図ります。

③地域の活力を維持する取り組みの推進

計画的な土地利用の推進による良好な市街地形成を図るとともに、国道34号沿道への商業集積の促進や適地への産業立地の誘導に努めます。また、道路や施設整備にあたっては、日常生活の利便性の向上につながる取り組みを推進します。

④土地利用に関する法律等の適正な運用

国土利用計画法や関連する土地利用関係法をはじめ、「佐賀県土地利用基本計画」等に基づき、計画的な土地利用の調整を図り、適正な土地利用を推進します。

第3部 基本計画

■基本計画におけるSDGsの取り扱い

SDGsは、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略で、2015年9月の国連サミットにおいて、2030年までの長期的な開発の指針として採択された国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「地球上の誰ひとりとして取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標に示される多様な項目の追及が、地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであることから、計画の施策項目ごとに関連する17の目標を位置づけ、本計画に掲げる各施策・事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、持続可能な地域づくりを目指します。

SDGsにおける17の目標



基本目標1 快適な暮らしを支える基盤づくり

1-1. 土地利用の推進



【現状と課題】

本町の地勢は、国道34号を境に、北部は南面傾斜をした山麓をなしており、果樹園や公園などが存在しています。また、国道沿いは住宅街となっており、炭鉱時代の炭住街が今も色濃く残っています。南部は、平坦地で農業集落が点在し、穀倉地帯白石平野の一角をなしています。

これまで、本町では、国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、調和のとれた土地利用の誘導を図ってきました。

近年では、民間賃貸住宅の開発が町内各地で進んできているとともに、太陽光発電の設置が増加しており、町内景観や自然環境の保全維持が懸念されています。

また、以前からの問題として人口減少と高齢化、後継者不足等による農地や山林の遊休化、荒廃化の増加とともに、市街地では商店街の衰退、空き店舗や空き家の増加、未利用地の増加等の問題が深刻化してきています。

今後も引き続き、地域活性化に向けた土地利用ゾーニングの検討を行い、定住促進のため、さらなる住宅用地の開発を行う必要があります。

また、空き家の利活用や遊休地の再活用を視野に入れ、人々が集う魅力ある市街地整備等について、住民と協働しながら土地の有効利用を図る必要があります。

【施策の方向】

土地の有効利用や地域の自然環境・生活環境の保全を通じて、地域の活力を高め、魅力ある地域づくりのために、適切な誘導・指導を計画的に進めます。

【主要施策】

(1) 調和のとれた土地利用の推進

- ①土地利用に関する法令、条例に基づき、現状及び将来を見通した用途指定を行い、人や物の動向等に柔軟に対応できる都市計画関連の見直しを行います。
- ②人々が集う魅力あるまちづくりに向け、にぎわいのある市街地環境の向上に努めます。

(2) 無秩序な開発の抑制

- ①市街地整備にあたっては、人々が住みやすい環境を守るため都市計画法に基づき、無秩序な開発が行われないよう条例制定や都市計画区域の指定などを進めます。
- ②市街地整備にあたっては、安全で歩きやすい歩行空間の創造、景観の形成、防災機能の向上などに留意した整備を総合的に進めます。
- ③太陽光発電事業にあたっては、無秩序な開発が行われないよう関係法令等に従い、町内景観や自然環境の保全に努めます。

【関連する計画等】

○大町町の太陽光発電事業と地域との共生に関する条例（施行規則）

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①土地利用推進の満足度	点	-1.41	-1.0	0

①住民アンケート調査

1-2. 道路・交通の充実



【現状と課題】

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

本町の道路網は、令和2年4月現在、町域の中央を東西に横貫する国道34号を中心に、そこから南方向に伸びる県道白石大町線、久間大町線、町道73路線によって構成されています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化が進み、朝夕の時間帯では国道34号の交通渋滞が随時発生し、さらに高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。また、広域交流基盤の強化のため、長崎自動車道へのアクセスの一層の向上、東西方向の道路網の充実が課題となっています。

一方、本町の公共交通機関としては、JR佐世保線が国道34号とほぼ並行して走り、普通停車駅である大町駅が設置されているほか、民間バス会社による路線バスが運行されています。また、町内の移動手段として、令和3年4月から町内巡回バスの運行を開始する予定です（令和3年9月末までは実証運行）。

しかし、JR佐世保線は住民ニーズに比して運行本数が少ないほか、路線バスは車社会の進展による利用者の減少等から路線廃止を迫られている状況にあり、住民生活における重要な足として、これらの維持・確保、利便性向上が課題となっています。

なお、今後は、九州新幹線西九州ルート複線化による住民生活への影響を最小限に抑えるため、関係機関に対する要望を働きかけていく必要があります。

【施策の方向】

交通の利便性や安全性の向上を目指して、国・県道の整備促進を働きかけていくとともに、狭い生活道路等の計画的整備と効率的な維持・管理を図ります。また、公共交通機関の利便性の向上を図ります。

【主要施策】

(1) 国・県道の整備促進

- ①関係自治体と連携し、国道 34 号の整備促進を要請します。
- ②国道 34 号の歩道未設置箇所の改良整備や付加車線の設置を要請します。

(2) 町道の整備

- ①国・県道との連携や機能分担、町内集落間の連携強化等に配慮しながら、町道の整備を計画的・効率的に進めます。
- ②橋りょう点検・健全度評価を行うとともに、緊急度や優先度を考慮し、道路・橋りょうの点検、補修等を行います。
- ③道路附属物(道路照明灯・カーブミラー等)の点検・補修を進めます。

(3) 公共交通の利便性の向上

- ①JR 佐世保線の運行ダイヤの増強・改善、駅舎や鉄道敷地の改善・整備など、利便性向上を要請します。
- ②関係自治体との連携のもと、生活路線バスの維持・確保対策を進めます。
- ③町内巡回バス・福祉タクシーの利便性を高め、利用促進を図り、移動困難者の支援強化を図ります。
- ④地域移動手段を確保するため交通事業者や住民地域関係者と協議を行い「地域公共交通計画」を策定します。

【関連する計画等】

○大町町公共施設等総合管理計画

【目標指標】

指標名	単位	令和 2 年度 (実績)	令和 7 年度 (中間目標)	令和 12 年度 (最終目標)
①道路・公共交通の満足度	点	-0.56	-0.2	0.0
②町道改良率	%	94.7	97.3	100.0
③主要道路(国道、県道、1級・2級町道)の歩道整備率	%	17.7	23.9	30.0
④町内巡回バス利用者数	人	0	3,120	3,900

①住民アンケート調査、②道路施設現況調査、③佐賀県道路現況表、④町内巡回バス利用者(年間利用者数)

1-3. 住環境の整備



【現状と課題】

住宅は、住民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

本町には公営住宅が令和2年12月31日現在、399戸ありそのうち町営住宅が261戸あり、簡易平屋159戸については、老朽化が著しく、退居による空き家は政策空き家として管理をし、火災や災害等の被災者の仮住まいの施設として利用しています。

公営住宅の現状をみると、高齢化が急速に進展する中で、高齢者等が安心して暮らせる住宅の確保等も求められています。

また、近年、所有者等が適正な管理を行わない家屋や所有者が不明な家屋等が、廃屋化し、倒壊等による事故の発生のおそれがある危険な空き家などの増加がみられます。空き家の解消を図るため、空き家の把握及び有効利用を推進していかなくてはなりません。

このため、少子・高齢化の急速な進展や若者の流出等に伴い人口が減少傾向にある中、空き家対策、住宅地の確保の建設促進など総合的な住宅・宅地施策を展開する必要があります。

緑の空間は、良好な環境・景観の形成、レクリエーションやいこいの場の提供、防災機能の向上など、人々の生活を様々な形で支えています。

本町には、ボタ山わんぱく公園をはじめ、浦川内公園や浦田自然公園など、公園が7か所整備されています。しかし、住民の生活に身近ないこいの場や交流の場、子どもの遊び場としての公園の活用状況は十分とはいえず、既存公園の整備充実や管理体制の充実とともに、ボタ山わんぱく公園の交流拠点としての活用を図っていく必要があります。

また、本町には、六角川をはじめ県が管理する準用河川高良川、境川とともに、18か所のため池があります。近年ではため池の老朽化が大きな課題となっています。

こうした、治水対策、治水機能の向上は、安全で安心して暮らせるまちづくりにとって重要な課題であるため、今後も河川・水路・ため池の整備などを行うとともに、生物の多様性や自然環境に配慮した水辺環境づくりを推進していく必要があります。

【施策の方向】

多様化する住宅ニーズへの対応と定住促進に向け、公営住宅の整備をはじめ、空き家対策、住宅地の確保など快適でゆとりある良質な住宅・宅地の供給を図ります。また、公園等の充実と適切な維持・管理、河川・水路・ため池の整備を図ります。

【主要施策】

(1) 公営住宅の計画的な整備・充実

- ①長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の計画的な建て替え・改築、維持・管理を図ります。
- ②定住促進の視点から、新しい町営住宅の整備を進めます。

(2) 良好な住宅地の確保と情報発信の強化

- ①公営住宅地の分譲地等としての活用、民地の活用促進など住まい・住宅地の確保を図ります。
- ②町外の移住希望者への周知を図るため、空き家等を活用した移住・定住支援の確立に向け広く情報発信を図ります。
- ③町内に定住する世帯の住環境向上への支援を図ります。

(3) 空き家対策の実施

- ①町内全域に空き家バンク制度を周知し、情報収集・発信を行い、空き家バンクの登録数の増加を図ります。
- ②空家等対策計画のもと、空き家等の所有者と今後の有効活用について協議を進め、住み家としてだけでなく、事業所としての利活用を進めるなど空き家等の定住促進対策等を進めます。
- ③利活用が見込めず、周囲に被害を及ぼすおそれのある危険な空き家等については、所有者へ適正な管理を行うよう助言又は指導を行います。

(4) 既存公園の整備充実と管理体制の充実

- ①ボタ山わんぱく公園の長寿命化計画を策定し、イベントの開催や交流の場としての活動拠点として利活用を図ります。
- ②老朽化への対応など、既存公園施設・設備の整備充実を図ります。

(5) 緑化の推進

- ①公園や公共施設の植栽など緑化を積極的に進めるとともに、住民の緑化運動を促進します。

(6) 河川・ため池等の整備

- ①水害などを未然に防ぐため、関係機関と連携し、自然環境の保全に配慮した河川・水路の整備を進めます。
- ②老朽化したため池の堤体について、耐震調査を行うとともに必要な整備を図ります。

【関連する計画等】

- 大町町空家等対策計画
- 大町町公共施設等総合管理計画
- 大町町公営住宅等長寿命化計画

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①空き家バンク登録件数	件	4	5	6
②空き家バンク成立件数	件	3	4	5
③新築住宅建設戸数	件	10	10	10
④『住みたい』の割合	%	79.6	80.0	81.0
⑤住宅・宅地に関する満足度	点	-1.19	-0.7	0
⑥町営杉谷団地 12 棟～17 棟の用途廃止	%	0.0	90.0	100.0

①空き家バンク登録件数(年実績)、②空き家バンク成立件数(年実績)、③新築住宅建設戸数(年実績)、④住民アンケート調査、⑤住民アンケート調査、⑥大町町公営住宅等長寿命化計画

1-4. 環境対策の推進



【現状と課題】

本町は、聖岳を頂とした山林、楠の群生林とともに、ため池や六角川へ注ぐクリークなど水と緑に包まれた自然環境に恵まれています。また、住民主体による緑化運動など環境美化活動が進められてきました。

本町ではこれまで、これら豊かな自然の保護に努めてきたほか、環境美化運動の促進など、環境保全にかかわる各種施策の推進に努めてきました。このような中、住民の環境保全への関心も徐々に高まってきており、自主的な環境保全活動が活発化しつつあります。

今後は、優れた自然環境の保全をはじめ、あらゆる環境問題への対応を住民との協働のもとに総合的に推進し、環境負荷の少ない社会づくりを進めていく必要があります。

本町のごみ処理は、平成28年1月より4市5町からなる佐賀県西部広域環境組合（さが西部クリーンセンター）で適正処理を行っていますが、生活環境に対応したごみの種類も多くなり、これまでの焼却からリサイクルへの転換が求められるようになっていきます。

今後も一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあるとともに、不法投棄対策の強化が求められています。

このため、ごみの排出動向に即し、ごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、住民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

本町の水道は、令和2年度より佐賀西部広域水道企業団と事業統合し、広域的な連携のもと、安全でおいしい水の供給に努めています。

本町の生活排水等の処理は、し尿と生活雑排水の処理が同時にできる合併処理浄化槽の設置補助制度を整備し、単独浄化槽からの転換も含め、その設置促進を図っています。今後も公共用水域の水質汚濁の防止に向け、今後の排出量の推移を見据えながら計画的推進を図る必要があります。

【施策の方向】

水と緑あふれる豊かな自然環境の保全をはじめ、省エネルギーの推進、地球温暖化防止のほか、広域的連携による安定的なごみ処理体制の充実、不法投棄の防止などに取り組み、環境保全と循環型社会の形成を図ります。また、佐賀西部広域水道企業団と連携し、快適な住民生活に欠かせない安全な飲料水の安定供給を図ります。さらに、合併処理浄化槽の設置など町全域における適正な生活排水処理を図ります。

【主要施策】

(1) 環境保全意識の高揚と環境保全活動の促進

- ①環境保全にかかわる広報・啓発活動を推進し、住民の環境保全意識の高揚に努めます。
- ②省資源、省エネルギーを心がける生活様式の定着に向けた活動を推進します。
- ③地区清掃活動、ふるさと美化活動への積極的参加を促進します。

(2) 地球温暖化防止の推進

- ①二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制するため、アイドリングストップ等の具体的な行動を起こすための啓発・広報活動を推進します。
- ②公共施設全般の温室効果ガスの削減に取り組みます。

(3) ごみの収集・処理体制の充実

- ①広域的な連携のもと、効率的なごみ処理体制の強化を図ります。
- ②ごみ集積所ボックスの設置とともに、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じて分別排出を徹底します。

(4) ごみの減量化・再資源化の推進

- ①ごみカレンダーの活用などごみ減量化に関する広報・啓発活動の推進とともに、リサイクルに関する団体の育成を図ります。
- ②ごみ減量化・リサイクルの推進に向け、生ごみ処理機の購入補助制度や資源ごみ回収補助金制度の周知を図ります。
- ③資源物ステーションの増設を含めた適切な活用促進を図ります。

(5) 不法投棄の防止

- ①不法投棄防止パトロールの強化や不法投棄監視員制度の充実を図ります。
- ②不法投棄に関する啓発活動を通じ、不法投棄防止に向けた住民の協力体制の構

築を図ります。

(6) 安定的な水道事業の推進

①佐賀西部広域水道企業団と連携し、安定的な水道事業の推進に努めます。

(7) 合併処理浄化槽の設置整備の推進

①合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正管理の指導に努めます。

②単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への設置替えを重点的に進めます。

(8) し尿処理体制の充実

①広域的な連携のもと、新たなし尿処理施設を拠点とし、し尿処理体制の充実を進めます。

【関連する計画等】

- 大町町一般廃棄物処理基本計画
- 大町町一般廃棄物処理実施計画
- 大町町生活排水処理基本計画
- 大町町生活排水処理実施計画
- 大町町分別収集計画
- 大町町地域温暖化対策実行計画（事務事業編）

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①汚水処理人口普及率	%	53.01	67.51	87.83
②1人あたりの年間ごみ排出量	kg	262.8	259.3	258.8

①毎年実施される汚水処理人口の普及状況調、②生活環境課調べ（令和元年度実績）

1-5. 消防・防災・減災体制の充実



【現状と課題】

近年の消防団の役割は、気候変動等の影響による集中豪雨等を踏まえ、火災対応だけではなく、水防団としての役割も増えています。

しかし、地域の消防・防災・減災の要である消防団は、人口減少や高齢化等を背景に団員確保が困難となりつつあり、消防力の低下が懸念される中、団員確保や活動には、住民や事業所の理解と協力が必要であることから、活動内容等の周知・啓発に努めていく必要があります。

また、近年は気候変動等の影響による集中豪雨の多発、台風の増加・大型化等により日本各地で毎年、災害が発生しており、本町においても令和元年佐賀豪雨では町南部一帯が浸水するなど甚大な被害を受け、住民が安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。区長を中心に自らの地域は自ら守るという、自主防災意識の高揚を図り、自主防災組織の充実・強化に努めるなど、防火・防災に努める必要があります。

さらに、高齢者や障がい者など災害時の避難に支援が必要となる避難行動要支援者の対策に努める必要があります。

【施策の方向】

杵藤地区広域市町村圏組合消防本部と大町町消防団の連携のもと、防災・減災対策の充実を努め、地震、台風、局地的な豪雨などあらゆる災害に対応できるまちづくりの実現を目指します。また、県や関係機関と協力し、消防団員の確保対策を推進します。併せて、自主防災組織の活性化を支援するとともに、防災施設の整備充実を努めます。

【主要施策】

(1) 消防体制の充実

- ① 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部と大町町消防団の連携のもと、消防・防災・減災体制の充実を図ります。
- ② 消防団に対するイメージアップ策を展開するとともに、現職団員に対しての負担軽減策などを積極的に推進し、消防団に入団しやすい環境整備を図ります。

③消防団や婦人消防協力隊、幼年消防クラブと連携し、自主防災組織の活動支援を図り、住民の防火・防災意識の高揚と防災体制の確立を図ります。

(2) 防災・減災体制の充実

①地域防災計画等の指針に基づき、町及び防災関係機関、住民が一体となった総合的な防災・減災体制の確立を図ります。

②防災センターの整備及び防災資機材等の備蓄・充実を図ります。

③緊急時の相互情報連絡体制の充実を図ります。

④避難行動要支援者名簿の定期的な更新や個別避難支援計画の作成を進めながら、要配慮者の支援体制の整備を図ります。

⑤避難所運営マニュアルの充実や避難所の環境整備を図ります。

⑥国・県・関係機関と連携し、内水被害対策に努めます。

【関連する計画等】

○大町町地域防災計画
○大町町水防計画

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①防災センターの整備	—	未完成	完成	完成
②消防団員数	人	199	210	220
③自主防災組織の組織数	組織	17	25	31

①総務課調べ、②大町消防団員数（令和2年4月1日現在）、③総務課調べ

1-6. 交通安全・防犯・消費者対策の充実



【現状と課題】

交通安全について、町内における人身事故発生状況は減少傾向にありますが、国道34号での事故が多く、前方不注意による追突事故の割合が高くなっています。一方、高齢化の進展により、高齢者がかかわる交通死亡事故の割合が増えており、高齢者を含む一人ひとりが交通安全の意識を持つことが大切です。また、車の運転が困難になった人が運転免許証を自主返納した際、代わりとなる移動手段の確保が課題となります。

本町ではこれまで、警察や各種団体と連携し、年齢に応じた自転車安全運転教室等の交通安全教育、交通ルールや交通マナー等の広報・啓発活動を行い、住民の交通安全意識の向上を図ってきました。また、交通安全指導員等による毎月3回の立哨活動、毎月第4水曜日の国道34号沿いの立哨活動に取り組んでいます。

今後の交通量の一層の増加や高齢化の進展等も勘案し、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備など、交通安全対策全般の一層の強化を進めていく必要があります。

防犯について、子どもが被害者になる凶悪犯罪や高齢者を対象とした振り込め詐欺など犯罪からの安全確保が特に重視されてきています。

本町では、警察や関係機関・団体との連携のもと、住民の防犯意識の高揚をはじめ、「こども110番の家」協力事業所・家庭の更新や防犯ブザー配布による児童生徒の登下校時の安全対策、防犯灯の設置などに努めてきました。今後も、犯罪のない安全・安心な社会づくりに向け、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を一層進めていく必要があります。

消費者対策について、インターネットをはじめとした様々な取引手法により、消費者の利便性が高まっています。一方、消費者が被害にあう手口の悪質化、巧妙化がみられるなど、消費者問題はますます複雑化・多様化しています。

本町では、県消費生活センター等の関係機関と連携しながら、広報紙やホームページ等を通じた情報提供や講座等の開催、相談への対応など消費者対策の推進を行い、今後も、関係機関と連携し、被害防止のための啓発活動や、住民の消費者問題への意識高揚に取り組んでいくことが必要です。

【施策の方向】

交通事故のない社会を目指し、交通安全教育・啓発活動を推進するとともに、交通安全施設の整備を図ります。また、警察等と連携した防犯体制を強化するとともに、住民の防犯意識の高揚、防犯灯の設置など犯罪のない地域社会づくりを推進します。さらに、消費者問題が増加する中、関係機関と連携のもと、消費生活相談体制の充実や啓発活動の推進を図り、消費者の自立支援に努めます。

【主要施策】

(1) 交通安全意識の高揚

- ①警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者まで各年齢層に応じた効果的な交通安全教育、広報・啓発活動を積極的に推進し、住民の交通安全意識の高揚に努めます。
- ②運転免許証を返納した高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成する高齢者運転免許証自主返納支援により、運転免許証の自主返納を支援し、高齢者の運転による交通事故減少を図ります。

(2) 交通安全施設等の整備

- ①交通量の一層の増加が見込まれる国道 34 号をはじめ、並行する J R 線路、県道の交通安全施設の整備充実や交通事故多発箇所の改善等を要請します。
- ②町道については、スクールゾーンの周知をはじめ通学路や交通量の多い路線を中心に、交通安全施設の整備、危険箇所の点検・改善を図ります。

(3) 防犯体制の強化

- ①警察や白石地区防犯協会など関係機関・団体と連携し、広報・啓発活動や情報の共有、防犯パトロール等を推進し、住民の防犯意識の高揚と自主的な地域安全活動の促進・防犯体制の強化を図ります。
- ②少年補導員の活用など児童生徒の安全対策の一層の強化を進めます。
- ③「こども 110 番の家」協力事業所・家庭の増加や防犯ブザーの配布など、児童生徒の安全対策の強化を進めます。

(4) 街路・防犯灯の整備充実

- ①夜間における安全性確保と犯罪の未然防止のため、街路・防犯灯の改修及び新設を進めます。
- ②街路・防犯灯の L E D 化を進めます。

(5) 消費者問題に対する啓発と情報の提供

- ① 広報紙やホームページによる情報提供のほか、関係機関と連携した消費者講座の開催、消費者向けパンフレットの配布など住民への消費生活に関する啓発活動を推進します。
- ② 悪徳商法などによる被害の未然防止と被害発生後の適切な対応のため、県消費生活センターと連携し、消費生活相談体制の充実に努めます。

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①町内における交通事故発生件数	件	41	33	26
②消費者相談件数	件	10	15	20
③こども110番の家数	軒	61	65	70

①交通さが(市町別発生状況)、②消費生活相談窓口での相談件数(年実績)③大町ひじり学園指定数(年実績)

基本目標2 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

2-1. 子育て支援の充実



【現状と課題】

少子高齢化が進行する中、核家族化の進展、地域におけるコミュニケーションの希薄化等、児童虐待の顕在化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町では、子ども・子育て支援新制度に対応し、質の高い保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善など、子どもを生き育てる喜びが実感できる環境の実現を目指し、家庭と地域と社会が手をつないで子どもを育むことを目標とし事業を推進しています。

大町保育園の維持、管理を適切に行い、保育環境、保育サービスの充実を図るとともに、育児相談、様々な機会を通じた情報提供に努めています。また、令和2年4月に開園した事業所内小規模保育事業所との連携を図っています。

その他、放課後児童対策の充実、母子保健事業の充実、子どもの医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭等や障がい児を持つ家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進しています。

今後は、保育施設、学校、地域、行政等の一層の連携強化をはじめ、子育てに不安を抱える親への支援など従来の取り組みに加え、さらなる子育て支援を進めることが必要となっています。

このため、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、社会全体で子育て家庭を支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

【施策の方向】

すべての子育て家庭が、子育てに伴う喜びを実感でき、次代を担う子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみで子育てを支援するとともに、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを進めます。

【主要施策】

(1) 総合的な子育て支援の充実

- ①子ども・子育て支援事業計画等に基づき各種施策を展開し、地域の実情や時代に即応できる子育て支援策を推進します。
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児・介護休業制度の普及促進などに努めます。
- ③育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して生み育てられるよう、相談体制の強化を図ります。
- ④子育て中の親子の交流の場、子育てサークル・ボランティア育成の場の提供を図ります。

(2) 保育サービス等の充実

- ①0歳からの低年齢保育に対応できる保育体制・施設の充実とともに、障がい児保育、病児・病後児保育の実施など子どもの状況に応じた多様な保育サービスの充実を図ります。
- ②放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、放課後児童クラブによる適切な遊び場及び生活の場を確保し、その健全な育成を図ります。
- ③一時預かり事業など育児支援に向けた取り組みを行います。
- ④大町保育園の適切な維持・管理を行い、保育環境整備に努めます。
- ⑤町内の保育施設間の連携を図り、よりよい保育運営に努めます。

(3) 子育て家庭への経済的支援の推進

- ①出産祝金の支給を継続して行います。
- ②ひとり親家庭等の保育料の軽減を図ります。
- ③保育園等給食費（副食費）、学校給食費の支援を図ります。
- ④子どもの医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成など子育て家庭への支援を図ります。

(4) 子どもと親の健康の増進

- ①妊娠期から母子の健康が確保されるよう、妊婦健診、乳幼児健診、乳幼児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- ②不妊や不育症治療などを受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療等に対する費用助成を行います。
- ③各種予防接種などへの助成を図ります。

(5) 要保護児童などへの対応の推進

- ①児童相談所、その他関係機関と連携し、困難を抱えた家庭や子ども、要保護児童の早期発見や適切な保護、要保護児童・その家族への適切な支援を推進します。
- ②ひとり親家庭等に対して、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に向けた取り組みを行います。

【関連する計画等】

- 大町町子ども・子育て支援事業計画
- 大町町地域福祉計画
- 大町町障がい福祉計画及び大町町障がい児福祉計画

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①保育施設待機児童数	人	0	0	0
②放課後児童健全育成事業待機児童数	人	0	0	0
③一時預かり事業の実施	か所	0	1	1
④乳児健診の受診率(4・6・9・12か月)	%	89.8	91.0	93.0
⑤1歳6か月健診の受診率	%	96.7	98.0	100.0
⑥3歳児健診の受診率	%	95.1	97.0	100.0
⑦子どものむし歯保有率(1歳6か月児)	%	0	0	0
⑧子どものむし歯保有率(3歳児)	%	20.5	18.0	15.0

①②③大町町子ども・子育て支援事業計画(令和元年度実績)、④⑤⑥⑦⑧母子保健報告(令和元年度実績)

2-2. 高齢者施策の充実



【現状と課題】

本町の高齢化率は39.91%（令和2年12月末現在）に達しており、今後、高齢者人口の中でも75歳以上の後期高齢者人口の増加が見込まれ、保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まると考えられます。

このような中、在宅医療・介護の連携や介護予防の推進、生活支援サービスの体制整備など、地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な取り組みを進めています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など支援が必要な高齢者に対して、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様なニーズに対応したサービスを提供するとともに、地域で見守りや支え合いができる環境づくりを進める必要があります。

また、高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防や認知症施策を推進するとともに、生きがいづくりや社会参加しやすい地域づくりを推進する必要があります。

さらに、質の高い介護サービスを安定して提供するためには、介護人材への支援に取り組む必要があります。

【施策の方向】

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、健康づくりやニーズに対応した生活支援サービスを提供するとともに、高齢者の社会活動への参加、就業機会の拡大を進めます。

【主要施策】

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- ①高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
- ②地域や関係機関との連携により、地域の見守り体制を強化していきます。

(2) 介護予防・生きがいづくりの充実

- ①介護予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、高齢者が自主的に介護予防に取り組むきっかけづくりや、地域とのつながりの中で主体的に活動できる場の創出を推進します。
- ②老人クラブへの支援を行い、活動の活性化を促進します。

(3) 多様な生活支援サービスの提供

- ①買い物やゴミ出しなどの様々な日常生活に対するニーズに対応できるよう、ボランティアや民間企業など多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。

(4) 認知症高齢者の支援体制の強化

- ①認知症高齢者やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を養成するとともに、認知症に関する普及啓発を図ります。
- ②認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備をはじめ、適切な医療と介護サービスを提供できるよう、相談体制や在宅生活支援の充実を図ります。
- ③高齢者の権利を守るため、高齢者虐待防止の啓発とともに、成年後見制度などの事業・制度の周知・利用促進を図ります。

【関連する計画等】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○大町町地域福祉計画○大町町高齢者福祉計画○杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画 |
|--|

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①認知症サポーター養成者数	人	970 (予定)	1,340	1,640
②通いの場設置数	か所	14 (予定)	21	26
③要介護認定率	%	21.1	21.5	23.5

①受講者の累計、②町内での育成数、③介護保険事業の統計データ（令和2年9月末現在）

2-3. 障がい者施策の充実



【現状と課題】

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がい者等が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきました。

本町では、平成28年3月に「ともに生きる社会づくり」を基本理念とする「大町町障がい者計画」を策定し、障がい者に対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参画を促進するため、相談・就労体制を充実し、地域で安心して働き、生きがいを持って活動していくための環境づくりを推進しています。

今後も環境づくりを推進しながら、障がい者の高齢化や重症化及び「親なき後」を見据え、地域で障がいのある人及びその家族が安心して生活するために、住まいや居場所等の支援を行うことができる体制を整備する必要があります。

また、令和元年佐賀豪雨災害で、ひとり暮らしの障がい者等への連絡体制が課題となり、安否確認等の連絡方法について検討する必要があります。

また、避難所での障がい者等を支援するための、受け入れ体制が課題となっています。

【施策の方向】

障がい者に対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するため、相談・就労体制を充実し、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

【主要施策】

(1) 地域で暮らし続けるための環境整備

- ①障がいのある人も地域の中で安心して自分らしく暮らし続けていくため、障がいの種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、福祉施設から地域生活への移行に伴い、障がい福祉サービス等や地域生活支援事業などの充実を図ります。
- ②障がい者（児）を支援する親の高齢化により、「親なき後」を支援するために、グループホームの入所支援を行います。

(2) 発達支援体制の充実

- ①発達障がい児等の早期発見、早期対応するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、総合的な支援体制を推進します。
- ②医療的ケア児の支援体制を確立するため、関係機関との情報共有を行い、支援者への情報提供を行います。

(3) 障がい者の社会参加の促進

- ①障がい者の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、コミュニケーション支援等の充実を推進します。
- ②関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発など福祉的就労の利用拡大を図ります。

(4) 相互理解の促進

- ①障がいがある人とない人がともに生きる社会環境づくりを目指すノーマライゼーションの実現と障がいを理由としたあらゆる差別の解消に向け、障がい者に対する正しい理解と認識を深める啓発活動や教育を推進します。

(5) 災害時等の支援体制の充実

- ①障がい者への配慮に関する情報提供体制の確立を目指します。
- ②重度の障がい者等で職員等の支援では避難することが難しい場合についてはあらかじめ障がい者入所施設等で受け入れができるような体制の整備を図ります。

【関連する計画等】

- 大町町地域福祉計画
- 大町町障がい者計画
- 大町町障がい福祉計画及び大町町障がい児福祉計画

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①障がい者グループホームの利用者数	人	20	30	40
②就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型利用者数	人	51	56	61

①②障がい福祉サービス給付管理実績

2-4. 地域福祉の推進



【現状と課題】

地域社会における支え合いの機能の相互、連携協力の希薄化や、家庭内での介護能力、扶養能力の低下等が指摘される中で、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつかっていくためには、住民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。

国においては、平成29年6月に公布された改正社会福祉法において、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化されました。これは、制度・分野ごとの縦割りや、支援「する人」「される人」という関係を超えて、地域住民や団体など多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、支え合い・助け合う地域をともにつかっていく「地域共生社会」の実現を目指すものです。

地域共生社会の実現を目指すためには、これまでの行政からの福祉サービスの提供だけではなく、包括的に支援体制を構築するため「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に取り組む必要があります。

本町では、平成31年3月に「大町町地域福祉計画」を策定し、子どもから高齢者、障がい者などすべての住民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組み（地域共生社会の実現）を目指しています。そのために、様々な生活課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）との連携によって解決できるように推進しています。

今後、少子・高齢化が一層急速に拡大する中で、住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるまちづくりを実現するために、住民一人ひとりの支え合いの意識を醸成していく必要があります。

【施策の方向】

互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉協議会等との連携のもと、住民自らによる地域福祉活動の推進を支援します。また、様々な困難を抱えた人への支援体制の充実を図ります。

【主要施策】

(1) みんなが暮らしやすい地域づくり

- ①住民一人ひとりが豊かな暮らしを送るために、必要な時に適切な福祉サービスの提供・利用ができる体制及び情報提供体制の整備を図ります。
- ②社会福祉協議会等や福祉サービス事業所などによる福祉サービスの質の充実などサービス向上に取り組めます。
- ③様々な社会参加が可能になるように、公共施設や道路のバリアフリー化、移動手段の確保に努めます。

(2) みんなで支え合う地域づくり

- ①住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を醸成するために、啓発を行います。
- ②住民の自主的なボランティア活動を支援し、地域共生社会の実現に向け取り組みを行います。
- ③地域福祉活動の中心的組織である大町町社会福祉協議会との連携強化を図り、みんなで支え合う地域づくりを推進します。
- ④住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を推進します。

(3) みんなで守り合う地域づくり

- ①住民同士の要配慮者対策の強化を図るため、避難行動要支援者台帳の整備に努めます。
- ②権利擁護事業を推進するため情報提供を行い、利用促進を図ります。
- ③地域での防犯活動の推進を図り、みんなで守り合う地域づくりの支援体制に努めます。

【関連する計画等】

- 大町町地域福祉計画
- 大町町高齢者福祉計画
- 大町町障がい者計画
- 大町町障がい福祉計画及び大町町障がい児福祉計画
- 大町町子ども・子育て支援事業計画

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①地域福祉活動へ参加した住民の割合	%	24.7	27.0	30.0
②地域とのつながりを意識した住民の割合	%	33.1	35.0	37.0

①②住民アンケート調査

2-5. 健康づくりの推進



【現状と課題】

本町では、総合福祉保健センター「美郷」を拠点として、各種の健康診査・検診や健康教育、相談などの保健事業を実施するとともに、健康づくり推進協議会や食生活改善推進協議会を設置し、健康づくりについての知識の普及と一層の関心を深めてもらう機会づくりに努めるなど、住民の健康の保持・増進を目指した各種施策を積極的に推進しています。

しかし、高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸や要介護状態にならないための生活習慣病対策の充実が特に重要な課題となっており、日頃の健診体制の充実をはじめ、予防を重視した各種保健事業の充実が求められています。また、社会の国際化や複雑化に伴う中で、感染症対策や精神保健に対するニーズの高まりへの対応等が求められています。

今後は、「健康増進・食育推進計画」に基づき、健康寿命の延伸と予防重視型の社会づくりに向け、住民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供を図る必要があります。

医療については、感染症対応や休日及び夜間の救急医療が適切に提供できるよう、また、関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実を図る必要があります。

国民健康保険については、高齢化の進展や医療の高度化等により医療費が増加を続け、財政状況は極めて厳しい状況にあり、「医療費の適正化」と「財源の確保」が重要課題となります。

これまでも医療費の適正化のための取り組みとして、受診勧奨事業や健康ポイントによる報奨等様々な保健事業に取り組んできましたが、これからは保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、適正なデータ分析による新たな保健事業の取り組みを実施し、被保険者の健康増進を図るとともに、医療費の適正化を図る必要があります。

また、「財源の確保」のための取り組みとして、佐賀県や関係機関と連携して取り組んだ国民健康保険税の収納率の向上についても、さらなる強化を図り、健全な国保の財政運営に努める必要があります。

【施策の方向】

健康寿命の延伸に向け、住民の「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識を高め、地域における健康づくり活動などを支援するとともに、各種健康診査や保健事業の充実を図ります。

【主要施策】

(1) 保健事業推進体制の充実

- ①健康増進計画に基づき、健康づくり施策を総合的、計画的に進めます。
- ②総合福祉保健センター「美郷」の一層の機能充実・有効活用に努めます。
- ③地域性に即した保健事業を推進するため、健康づくり推進協議会の充実を図ります。

(2) 健康づくり活動の推進と健康管理意識の高揚

- ①生活習慣病の予防、食育の推進、肥満の予防、運動習慣の推進、歯の健康づくり、心の健康づくり、アルコール・禁煙対策等の各分野の数値目標の達成に向けた健康づくり施策を計画的に推進します。
- ②広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催等を図り、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分でつくる」という意識の高揚を図ります。
- ③食生活改善推進員をはじめ、健康づくりに関する自主組織やボランティアの育成に努め、地域ぐるみの自主的な健康づくりを促進します。

(3) 各種検診の充実

- ①受診率向上に向け、健康診査・検診体制の充実、健(検)診後のフォロー体制の充実を行い、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療対策の強化に努めます。

(4) 精神保健・感染症対策の推進

- ①精神保健福祉についての正しい知識の普及など心の健康づくりを推進するとともに、関連部門が一体となって治療や社会復帰・自立のための支援に努めます。
- ②関係機関との連携のもと、結核や肝炎、エイズ、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの従来の感染症だけでなく、新たな感染症に関する正しい知識の普及に努めます。

(5) 地域医療体制の充実

- ①医師会と連携のもと、地域医療体制の充実を図ります。
- ②消防本部、県など関係機関と連携して、休日及び夜間の救急医療の確保に努めます。

(6) 国民健康保険事業の推進

- ①国民健康保険事業の安定的な運営を維持していくため、他の機関と連携を強化し、収納率の向上を図ります。
- ②レセプト点検の充実や医療費の通知等を通じ、医療費の適正化を図ります。
- ③高齢化の進展、医療の高度化により医療費が増加傾向にあるため、生活習慣を起因とする生活習慣病の改善など、予防についての啓発及び特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に取り組みます。

【関連する計画等】

- 大町町健康増進計画及び食育推進計画
- 大町町自殺対策計画
- 大町町保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 大町町新型インフルエンザ等体対策行動計画

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①肺がん検診受診率	%	7.9	10.0	15.0
②胃がん検診受診率	%	11.4	13.0	15.0
③大腸がん検診受診率	%	9.3	15.0	18.0
④乳がん検診受診率	%	23.9	27.0	30.0
⑤子宮がん検診受診率	%	17.5	20.0	25.0
⑥国民健康保険税の収納率	%	96.6	96.8	97.0
⑦特定健康診査受診率	%	37.6	45.0	55.0
⑧特定保健指導実施率	%	66.0	70.0	80.0
⑨国民健康保険1人あたりの療養諸費	円	500,000	460,000	420,000

①②③④⑤地域保健報告（令和元年度実績）、⑥⑦⑧⑨国保データヘルス計画（※国保より報告）（令和元年度実績）

基本目標3 人と文化を育むまちづくり

3-1. 教育の充実



【現状と課題】

わが国では、人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいることを踏まえ、平成30年に第3期教育振興計画を策定し、今後の教育政策に関する基本的な方針として「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築」、「教育施策推進のための基盤の整備」等を掲げています。学習指導要領では、生きる力を育むにあたり、「知識・技能の習得」、「思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びに向かう力・人間性等のかん養」の実現を目指しています。

本町では、小中一貫教育の推進とコミュニティ・スクールの充実により、中学生の学力向上、問題行動の減少が成果として表れてきています。

さらに、児童生徒が生きる力を身に付け、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、就学前教育の充実を図るとともに、九州初の義務教育学校「大町ひじり学園」の特性を生かして、小中一貫教育とコミュニティ・スクールの取り組みのさらなる充実を図りながら、学力向上と情操教育を推進し、ふるさと大町を愛し誇りに思う児童生徒を育成する必要があります。

また、学習機会の拡充や体験学習、食育、特別支援教育、教育相談の充実に努め、時代のニーズに対応した子育て支援の推進が必要です。いじめ・虐待を覚知した場合は、緊急性を持って解決を図らなければなりません。

加えて、学校設備の充実を進めるほか、安全対策の推進も重要です。

特に、児童生徒が見方・考え方を働かせ新しい時代に必要となる資質・能力を育むこと、個別に対応が必要な児童生徒・家庭への支援の充実、教職員の義務教育学校文化の創造による小中一貫教育の充実、地域と学校の主体的・対話的で深い協働、ICT機器を一つのツールとして活用し自ら学び続ける児童生徒の育成、情操教育の充実、児童生徒の英語力向上、児童生徒の運動習慣の形成と運動意欲を高める体育学習の展開、生き方を学ぶ防災教育の推進、教職員の働き方改革等に重点的に取り組む必要があります。

【施策の方向】

子どもたちが生きる力を身に付け、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、小中一貫教育の充実を図るとともに、児童生徒の安全対策を推進します。また、青少年健全育成に向け、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めます。

【主要施策】

(1) 確かな学力の向上と個に応じた教育の推進

- ①キャリア教育を基軸に小中一貫教育を推進し、学力を向上させます。
- ②英語専科教員・日本人ALTの配置、外国人ALTの活用、ティームティーチング、中学部英語教員の小学部乗り入れ授業の実施等により、複数指導体制を構築し、児童生徒の英語の学力を向上させます。
- ③1人1台の教育用コンピュータを活用し、児童生徒の興味関心を高め、主体的・対話的で深い学びを促します。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

- ①一流の文化芸術等の団体・個人の表現にふれる機会を設定し、豊かな想像力や思考力等を養います。
- ②様々な体験学習・郷土学習の充実、道徳教育、人権教育の充実を図ります。
- ③情報社会で適正な活動を行うための基礎となる考え方と態度を身に付ける情報モラル教育の充実を図ります。
- ④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・生活サポート支援員を配置し、いじめや不登校などの心の問題に関する相談・指導・家庭支援等を行い、中1ギャップの解消、豊かな心の育成を図ります。

(3) 健やかな体を育む教育の推進

- ①運動意欲を高める体育学習を展開し、児童生徒の運動習慣を形成します。
- ②健康教育、安全教育やクラブ・部活動の充実をはじめ、関連部門が一体となった食育の推進、給食体制の充実を図り、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ります。

(4) 特別支援教育の充実

- ①インクルーシブ教育の理念のもと、関係機関と連携し、特別支援教育の充実を図るとともに、教育環境の整備と就学相談・教育支援の推進を図ります。
- ②特別支援教育支援員・小1プロブレム解消支援員を配置し、特別に支援が必要な児童生徒の学びをサポートします。

(5) 地域・家庭のよさを生かす学習環境づくり

- ①学校運営協議会の会議と地域学校協働活動を活性化し、コミュニティ・スクールを推進します。
- ②放課後等に住民による補充学習の支援を行い、学力を向上させます。
- ③社会に開かれた教育課程を実施し、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する児童生徒を育成します。

(6) 安全・安心を守る学校・地域づくり

- ①生き方を学ぶ防災教育を推進し、児童生徒が自ら命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成します
- ②町内の危険箇所点検を徹底し、児童生徒の命を守ります。
- ③地域・家庭・関係機関と連携した学校の安全管理体制の充実・徹底を図ります。
- ④安全で安心なおいしい給食を提供します。

(7) 教職員の専門的な資質・能力の向上

- ①児童生徒が見方・考え方を働かせ、新しい時代に必要な資質・能力を育むため、主体的・対話的で深い学びを実現する大町型授業を実践します。
- ②研修等を通じて、経験の少ない教員の指導力を育成します。

(8) 教職員の働き方改革・メンタルヘルスケアの充実

- ①教員の時間外勤務の縮減を図ります。
- ②教員の病気休職者の縮減を図ります。

【関連する計画等】

- 大町町教育大綱
- 大町町教育基本方針
- 義務教育学校の充実に関する基本方針（大町町第二期小中一貫教育推進プラン）
- 大町ひじり学園の教育職員の勤務時間の上限に関する方針
- 学校現場の業務改善計画

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①佐賀県学習状況調査の佐賀県平均値との比較経年変化（同一児童生徒の追跡調査）	ポイント	前年度を上回る	前年度を上回る	前年度を上回る
②運動習慣等調査の運動に関心が高い児童生徒の割合	%	全国平均を下回る	全国平均並み	全国平均を上回る
③7年生不登校生徒出現数	人	2	0	0
④大町ひじり学園教職員の月間平均時間外勤務時間	時間	45時間以下	45時間以下	45時間以下

①佐賀県小・中学校学習状況調査結果、②5・8年生の全国体力・運動能力、運動習慣調査結果（令和元年実績）、③7年生の30日以上欠席者数、④大町ひじり学園教職員月別時間外勤務調査結果

3-2. 生涯学習・文化・芸術の振興



【現状と課題】

今日、少子高齢化や情報化の進展、産業構造・雇用の変化、価値観の多様化、グローバル化の進展、人口知能（A I）の普及など、社会が大きく変化しています。また、地域社会、家族形態の変容（地域コミュニティの喪失、核家族化、ひとり親家庭の増加等）による人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下、社会的・経済的格差の固定化等も顕著となっており、この状況を踏まえた教育行政の推進が求められています。新たな社会教育の方向性として、住民の主体的な参加のためのきっかけづくり、ネットワーク型社会教育行政の実質化、地域の学びと活動を活性化する人材の活躍を念頭に、「開かれ、つながる社会教育」の実現に向け、学びと活動の好循環による個人の成長と地域社会の双方の発展を目指す必要があります。

本町では、文化連盟加盟団体等の活動で住民それぞれが様々な活動を楽しむ姿が見られて成果をあげています。また、各地区公民分館では、様々な世代が交流できるイベントを開催し、絆づくり、コミュニティ形成に大きな成果をあげている事例が多く報告されています。このような成果をつないで、広げていかなければなりません。

青少年の育成については、関係機関・家庭・学校・地域が連携し、地域全体で育む環境づくりを進め、青少年と地域とのふれあい、社会的に自立する心を育成する活動を推進しなければなりません。また、地域を担う若者の人材育成は喫緊の課題です。

そこで、住民一人ひとりが豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、誰もが学べる学習環境を整備するとともに、住民の自発的な学習活動への支援が必要です。

地域に根ざした文化の継承と個性あふれる文化の創造に向け、住民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、文化施設や遺産の充実・活用を図らなければなりません。また、土井家住宅など貴重な文化財や炭鉱の歴史資料や伝統文化の保存・活用を図る必要があります。

【施策の方向】

住民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、誰もが学べる学習環境を整備するとともに、住民の自発的な学習活動への支援を図ります。

また、住民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、施設の老朽化への対応や貴重な文化財の保存・活用を図ります。

【主要施策】

(1) 社会教育活動の推進

- ①社会教育委員会や読書活動推進委員会の活性化を図るとともに、新たな指導者の発掘・育成に努めます。
- ②各種社会教育関係団体、各サークル等と連携し、組織運営・活動の支援やネットワークづくりを行います。
- ③社会教育の拠点として公民館を位置づけ、利活用の促進に努めるとともに、地区公民分館の活動を支援し、社会教育活動を推進します。

(2) 学習機会の拡充

- ①年齢層やニーズに合わせた特色ある講座・教室・イベント等を開催し、学習機会の提供を図ります。
- ②広報紙やホームページ等を通じた学習情報の提供に努めます。

(3) 芸術文化の振興

- ①住民の自発的な活動の促進を図るため、文化連盟加盟団体の活動を支援します。
- ②住民の参画・協働のもとに、イベントや文化芸術活動を推進します。

(4) 文化財の保護と活用

- ①指定文化財の適切な保存・活用に努め、文化財マップを活用した文化財保護体制の強化を図ります。
- ②文化財、遺産に関する啓発活動を推進し、文化財愛護思想の普及を図ります。

(5) 青少年健全育成の推進

- ①青少年育成町民会議と連携し、関係機関・家庭・学校・地域が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりを進めます。
- ②関係団体と連携し、有害環境の浄化活動や非行防止活動などを促進します。

(6) 社会教育施設の充実

- ①公民館の老朽化に伴う代替複合施設の建設を検討します。
- ②災害時の公民館の避難所運営の充実を図ります。

【関連する計画等】

- 大町町教育大綱
- 大町町教育基本方針
- 大町町公共施設等総合管理計画に基づく個別管理計画

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①公民館図書室年間総貸出冊数	冊	184	500	700
②放課後子ども教室「みんなの広場」 参加児童満足度	%	80	90	95
③公民館主催講座参加者数	人	15	100	200

①貸出冊数（令和元年実績）、②最終日アンケート（令和元年実績）、③延べ参加受付者数（年実績）

3-3. 生涯スポーツの振興



【現状と課題】

住民それぞれの年齢、趣味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりに向け、体育協会や各種スポーツ団体・クラブへの支援、指導者の育成・確保、体力・年齢等に応じたスポーツの普及を図らなければなりません。

本町では、体育協会各部、総合型地域スポーツクラブ「遊ゆうスポーツクラブ」加盟団体の活動の活性化等により、住民がそれぞれ活動を楽しむ姿が見られて成果をあげています。しかしながら、各部・各クラブの個別化、会員の高齢化、固定化、後継者不足は大きな課題となっており、事務局組織の弱体化も見られてもいます。今後も、体育協会、遊ゆうスポーツクラブと連携しながら、各部・各クラブの活動を支援し、住民のニーズに対応していく必要があります。

主催事業においては、社会教育委員、スポーツ推進委員、スポーツ政策企業等の協力を得ながら、少子高齢化に対応し、世代やニーズ等、参加対象者を絞ったイベント企画を行い、それぞれの目的を明確にし、事業検証を行う必要があります。

また、飲む応援スポーツアリーナ（大町町スポーツセンター）をはじめ、スポーツ施設の老朽化や耐震化への対応が求められている中、競技スポーツ・生涯スポーツを楽しむ機会の確保、場の提供について十分に配慮する必要があります。オリオンプラザ、みどりの広場、町民グラウンド、弓道場、学校施設等、既存のスポーツ施設の有効利用や複合施設建設の検討を行う必要があります。

東京2020オリンピック・パラリンピックや「SAGA2024」佐賀県開催第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会の機会を活用して、住民がスポーツを楽しむ機運の醸成に努力していく必要があります。

【施策の方向】

住民が生涯にわたってスポーツ活動を行える環境づくりに向け、大町遊ゆうスポーツクラブや体育協会への支援、指導者の育成・確保、体力・年齢等に応じたスポーツの普及を図ります。また、既存の町スポーツ施設の有効利用や代替複合施設建設の検討を行います。

【主要施策】

(1) 生涯スポーツ活動の振興

- ①競技スポーツ普及のため、体育協会への加盟促進を図るとともに、各加盟団体との連携強化を図り、県民スポーツ大会等を通じ、競技力向上を図ります。
- ②生涯スポーツを楽しむ住民を増やすため、総合型スポーツクラブ「大町遊ゆうスポーツクラブ」を支援するとともに、各クラブとの連携強化を図ります。
- ③住民のスポーツ・健康づくりに対する意識の高揚に向け、各種スポーツ大会・教室の内容を見直し、工夫して開催します。
- ④住民の誰もが生涯にわたり楽しむことができるニュースポーツ・障がい者スポーツの普及促進を図ります。

(2) 条件の整備

- ①適切な指導を行える専門的能力を持つ指導者の発掘・確保・育成に努めます。
- ②スポーツ推進委員の育成に努めます。
- ③既存社会体育施設の適切な維持・管理・活用・利用促進を図ります
- ④飲む応援スポーツアリーナ(大町町スポーツセンター)の閉鎖に伴う代替複合施設建設の検討を行います。

【関連する計画等】

- 大町町教育大綱
- 大町町教育基本方針
- 大町町公共施設等総合管理計画に基づく個別管理計画

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①ウォーキング参加者数	人	170	200	250
②分館対抗各種スポーツ大会参加 分館	分館	13	15	20
③スポーツレクリエーションまつ り参加者数	人	70	100	150

①健康づくりウォーキング・町内ウォーキング・元旦ウォーク参加総計、②参加申込分館数、③参加者受付
カウント(平成30年実績)

基本目標4 にぎわいと活力ある地域づくり

4-1. 商工業の振興



【現状と課題】

近年、道路・交通体系の変化や消費者ニーズの変化等を背景に、全国的に既存商店の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。

本町の商業は、2つの連続した商店街の中に飲食店や身の回りの品等を扱う昔からの小売店舗があり、住宅地にも隣接していることから、利便性も高く、特に高齢者などには安心して買い物できる場所となっています。しかし、経営者の高齢化、後継者不足等により衰退の傾向が著しく、また、車社会の一層の進展、消費者ニーズの高度化、多様化等を背景に、大型店への購買力の流出が進み、空き店舗が増加するなど、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

今後は、商工会と一層の連携を図りながら、にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商店街の活性化など魅力ある商業環境づくりを進め、小売店舗等の活性化を図る必要があります。

工業の振興は、地域活力の向上や雇用の場の確保につながるものとして、まちづくりにとって重要な位置を占めています。

本町の工業は、令和元年の工業統計調査によれば10事業所（従業者4人以上）があり、製造品出荷額は490億3,641万円となっています。

しかし、地方における景気動向を反映した経営状況は依然厳しい面もあり、その活性化が求められています。また、町のさらなる発展に向けた企業立地も課題となっています。

また、既存企業の体質強化や経営の安定化、技術力の向上や起業化等に向けた支援を進めていく必要があります。

産業構造の変化や技術革新など環境の急速な変化の中で、労働力人口の減少や高齢化傾向の強まりなど、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

本町の雇用状況も地方における景気動向等により各企業等の雇用環境も変動するため、各企業等の雇用の安定化が大きな課題となっています。

このため、既存企業の支援など各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、地元就職及びU J I ターン

の促進、女性や高齢者・障がい者などの雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

また、勤労生活の安定と豊かでゆとりのある生活の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの普及や労働条件の向上促進など働きやすい環境づくりを促進する必要があります。

【施策の方向】

にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。

また、既存企業の体質強化を支援するとともに、企業誘致に向けた条件整備、起業支援など地域経済の活性化と雇用の場の確保を図ります。

【主要施策】

(1) 既存企業への支援

- ①企業連絡協議会を活用し、既存企業との情報交換を密にするなど連携・支援体制を強化します。
- ②商工会等との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進していくとともに、融資制度の充実を図り、経営体質・基盤の強化を促進します。

(2) 企業誘致に向けた条件整備

- ①新たな工業用地等の確保に向けた土地利用ゾーニングを適宜検討し、企業誘致に向けた条件整備を図ります。

(3) 商工会との連携強化と商業経営の近代化

- ①商工会との連携を強化し、若い経営者が魅力を持てる経営改善など指導・支援体制の強化を図り、商業活動の活性化を促進します。
- ②中小企業の経営の安定化、経営体質の強化に向け、各種支援制度の周知・活用を促進します。
- ③地域に密着したサービスやイベントなど、近代的経営や魅力ある店舗づくりを促進します。

(4) 後継者の育成・新規開業者の発掘

- ①経営意欲の高揚や後継者の育成とともに、創業・起業支援や空き店舗の活用支援など、新規開業者の発掘を図ります。

(5) にぎわいのある商業環境づくり

- ①魅力ある店舗づくりなど商店街全体の再活性化を目指し、にぎわいある商業環境づくりに努めます。
- ②有識者や大学等と連携し、商店街の活性化や特産品開発の強化を図ります。
- ③大町駅に隣接し、国道 34 号沿いに立地するおおまち情報プラザを商店街に誘導するためのアンテナショップとして活用します。
- ④商店街に位置するやすらぎパークを活用し、にぎわいづくりのイベント等の充実を図ります。
- ⑤空き店舗の多様な活用方法を検討します。

(6) 雇用機会の確保と地元就職の促進

- ①企業誘致や既存企業への支援など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充に努めます。
- ②ハローワーク等関係機関や町内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、町内立地企業での町内在住者の雇用促進、若者の地元就職及びU J I ターンを促進します。

(7) 多様な雇用環境の整備促進

- ①男女雇用機会均等法の趣旨の普及をはじめ、仕事と子育ての両立に向けた事業所への啓発、女性の雇用促進を図ります。
- ②障害者雇用促進法の趣旨の普及など、障がい者の雇用を促進します。
- ③シルバー人材センターの充実とともに、企業への再雇用の促進など高齢者の雇用を促進します。

(8) 働きやすい職場環境づくりの促進

- ①勤労者が健康で快適な生活を送れるよう、労働条件の向上やワーク・ライフ・バランスのための環境づくりに向けた事業所への啓発に努めます。

【関連する計画等】

○大町町男女共同参画計画

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①工業事業所	か所	10	12	14
②企業連絡協議会	業者	5	6	7

①工業統計調査数、②大町町企業連絡協議会会員

4-2. 農業の振興



【現状と課題】

本町は、白石平野の高い生産力に支えられ、古くから米麦作を中心とした土地利用型農業が展開されており、現在、米、麦を中心とした水田農業を基礎に大豆を組み入れたブロックローテーションが展開され、特に米については、モチ米の生産団地として高い評価を得ています。また、農業所得向上策として園芸作物が導入されていますが、野菜においては、たまねぎ、施設きゅうり、いちごなどが、果樹においてはみかんが生産されています。中山間部については、イノシシ等の獣害や高齢化により、耕作放棄地が増加傾向にあり大きな課題となっています。

平成27年の農林業センサスによると、農家総数は82戸、そのうち販売農家が59戸で、全体の72%を占めています。また、経営耕地面積は304ha、そのうち田が271haと全体の89.1%を占めています。

本町ではこれまで、関係機関・団体と連携し、土地改良事業等による農業生産基盤の整備や日本型直接支払い交付金による農業者自らが実施する農業施設の長寿命化対策をはじめ担い手への農地の集積、農業の振興に向けた様々な支援施策を積極的に推進してきました。

国際的な動向も含む農業情勢が依然として厳しい中で、高齢化や後継者不足とも相まって、農家数の減少が続いており、総合的な農業の活力低下が問題となっています。その中で、町内6つの集落営農組織のうち、2組織が法人化し、地域営農の担い手として営農されています。

今後は、関係機関・団体との連携を強化し、農業生産基盤の一層の充実・長寿命化を推進しながら、担い手の育成を図り、経営体制の強化を進めるとともに、生産性の向上や高品質化の促進、環境に配慮した農業や地産地消の促進など、多様な支援施策を一体的に推進していく必要があります。

【施策の方向】

本町の特性を生かした作物の産地化を推進し、付加価値の高い農産品づくりに取り組むとともに、団地化など効率的な利用を図り、担い手の確保と育成、生産基盤の整備などを進め、多面的機能を発揮する持続可能な農業を推進します。

【主要施策】

(1) 農業生産基盤の充実

- ①関係機関との連携のもと、地域農業水利施設ストックマネジメント事業や土地改良施設維持管理適正化事業等の活用や日本型直接支払推進交付金による地域農業者自らが行う管理活動により、用排水施設などの農業生産基盤の充実と適切な維持・管理及び長寿命化に努めます。

(2) 担い手の育成

- ①意欲のある認定農業者の育成・確保、新規就農者への支援を図ります。
- ②既存の農業法人と集落営農組織の合併（広域化）の検討を含む、地域の実情にあった組織化・大規模化により担い手の育成・確保を図ります。
- ③農地中間管理機構を活用し、農地の流動化による利用集積、農作業受委託の促進を図ります。

(3) 生産性の向上促進

- ①関係機関・団体との連携のもと、技術指導や支援体制の強化を図り、計画的な米の生産や収益性のある転作作物の収量の増加を図ります
- ②農業者、関係団体と連携し、有害鳥獣対策の強化を図ります。

(4) 特産品の開発と6次産業化の支援

- ①地域性に即した新作物や新品種の導入・産地化を促進します。
- ②中山間部における収益向上を図るため、新規導入作物の産地化・6次産業化を支援します。
- ③ふるさと納税制度と農商特産物のタイアップによるブランド化を図ります。

(5) 環境に配慮した農業の促進

- ①減農薬や稲わら・麦わらのすき込みの奨励など食の安全・安心と環境に配慮した農業の展開を促進します。

(6) 地産地消・食育への対応

- ①農産物直売施設の充実支援をはじめ、PR活動の強化などを図り、地産地消を促進します。
- ②生産者や関係機関との連携のもと、学校給食への農産物供給体制の充実を図り、食育の推進を図ります。

【関連する計画等】

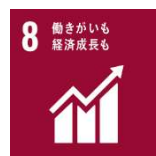
- 大町町人・農地プラン
- 大町町園芸団地構想

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①新規就農者数	人	0	3	5
②認定農業者数	人	23	23	23
③集落営農法人数	組織	2	4	5
④農地の利用集積率	%	68.4	83.0	85.0

①認定新規就農計画の策定や聞き取りによる、②農業経営改善計画の策定による（※法人組織への参入による減も含む）、③農業経営改善計画の策定による、④農業経営基盤強化法による利用権の設定や農地中間管理事業による農地利用配分計画より

4-3. 交流の推進



【現状と課題】

本町には、旧長崎街道沿いの国指定文化財の土井家住宅など歴史資産をはじめ、白石平野や有明海を見下ろし、遠く雲仙岳まで望む聖岳展望所、ボタ山わんぱく公園や浦田自然公園、楠の群生林や長寿の滝など自然にふれる地域資源があります。また、温泉施設には年間数万人が訪れています。

しかし、観光・交流資源として、町外から観光客を呼び込むには不十分であり、観光産業として成立するには至っていません。

また、JR大町駅に隣接し、本町の産業振興の窓口としての役割を担うおおまち情報プラザでは、町内地場製品の販売のさらなる推進が求められています。

地域のイメージアップや活性化、人々の交流を促すといった側面を持つ観光の推進は、今後の本町の発展において必要不可欠な要素であるといえます。そのため、ボタ山わんぱく公園の活用や地域の特性に即した新たなイベント及び観光資源の創出を進めていくことで、町の魅力の向上につなげていくことが重要な課題となっています。

【施策の方向】

交流人口の増加と地域活性化に向け、情報発信力の強化を図るとともに、地域資源の発掘や活用など、多面的な取り組みを一体的に推進し、交流機能の充実を図ります。

【主要施策】

(1) 観光・交流資源の発掘・活用

- ①ボタ山わんぱく公園や佐賀県遺産である大町煉瓦館など町内の地域資源を観光・交流資源として活用するとともに、イベントの充実を図ります。
- ②周辺自治体や関係団体と連携し、広域観光ルートづくりに努めます。

(2) P R活動の推進

- ①ホームページの充実やパンフレットの作成、SNSなど様々なメディアの活用等を通じ、商工会等と連携し、本町の認知度向上やP R活動を図ります。
- ②県や周辺自治体などと連携した広域的なP R活動の推進に努めます。

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①観光入込客数	人	196,860	200,000	205,000

①観光地点等入込客数調査

基本目標5 持続可能な地域づくり

5-1. 協働・コミュニティ活動の活性化



【現状と課題】

行政ニーズが高度化、多様化する一方、少子高齢化や都市部への人口流出が進む中で、地域の担い手不足が深刻化しています。今後ますます自立したまちを創造・運営していく必要があります、これまで以上に住民参画による住民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。

民間賃貸住宅が増えたことにより行政区への未加入世帯も増加しており、地域コミュニティの基盤が脆弱化しています。町内でも地域差がありますが、町全体での世代間交流の場も少なくなっています。現在、町の事業で地域の絆づくり・コミュニティ形成に対して補助制度を設け、地域コミュニティの形成を推進しています。

本町では、各種委員会や審議会等を通じた住民参画による各種行政計画の策定・推進、各種住民団体の多様な分野における自主的な活動の育成・支援などに努めています。

地域の自主性及び自立性が問われる中、引き続き住民参画・協働に関する多様な施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

【施策の方向】

住民と行政の役割と責任を明確にし、協働のまちづくりに取り組むとともに、広報・広聴活動の一層の充実など参画・協働に向けた住民と行政の情報の共有化を図ります。また、地域コミュニティ活動への支援をはじめ、地域リーダーなど人材の発掘・育成を図ります。

【主要施策】

(1) 広報・広聴活動の充実

- ① 広報紙において、本町の様々な取り組みをわかりやすく、見やすく伝えられるよう紙面の充実に努めます。また、より多くの住民を取り上げ、住民の地域における活動を支援します。
- ② 本町の取り組みや手続きに関することなど知りたい情報に、「いつでもわかりやすく」アクセスできるよう、本町ホームページの充実に努めます。また、SNSなど様々な媒体を活用し、住民と連携して本町の認知度やイメージ向上につながる情報発信を推進します。
- ③ 新たな広報媒体を発掘し、住民への情報提供機会の拡充と広報力の強化を図るとともに、情報提供のターゲットを絞ることにより、伝えたい対象者に的確に情報を伝えます。

(2) 政策形成過程等への参画・協働の促進

- ① 各種行政計画の策定や評価に際し、委員会や審議会の委員の一般公募、パブリックコメントの実施等により、政策形成過程からその評価・見直しまで、住民の参画・協働を促進します。

(3) コミュニティ意識の高揚

- ① コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進します。
- ② 地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。
- ③ 行政区加入のメリットを示し、未加入者の解消及び抑制を行います。

(4) コミュニティの活性化支援

- ① 「ともに助け合い安心して暮らせる地域づくり」に向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、子どもの登下校時の見守りや子育て支援活動、世代間交流活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。
- ② 地域住民のふれあいの場、活動の場として活動拠点となる地区公民分館や集会所等について、補助事業を活用した整備支援を図ります。
- ③ コミュニティ活動に取り組む地区について、引き続き補助制度の活用推進及び拡充を行います。

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①熱中症緊急対策実施地区公民分館数	件	9	15	20
②コミュニティ活動への参加意向	%	23.4	24.0	25.0
③町ホームページビュー数	PV	61,325	73,600	80,000

①熱中症緊急対策実施地区公民分館数（年実績）、②住民アンケート（「参加している」割合）、③Google Analytics による集計(令和2年度実績 令和2年4月1日～令和2年12月17日の集計結果を記載)

5-2. 人権の尊重と男女共同参画社会の形成



【現状と課題】

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。しかし近年のスマートフォンの急速な普及に伴って、よりインターネットが身近になり、私たちの生活の利便性を高める反面、安易に他人を誹謗してしまうといった新たな人権問題も抱えています。

私たちの周りでも、児童虐待、配偶者等への身体的、精神的な暴力であるドメスティック・バイオレンス(DV)などの重大な侵害事例が認められ、障がい者や認知症の方などに対する偏見や差別意識も完全に解消されているとはいえ、住民の生活にかかわるあらゆる場面で、依然として人権に関する深刻な問題があります。

今後も、身の回りにある人権問題の現実を学び、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、引き続き積極的な啓発活動を進めていく必要があります。

近年、女性の社会推進が進み、就業者の増加をはじめ、地域や社会における様々な活動に取り組む女性が増えてきています。男女共同参画社会の実現は、まちづくりのための重要な課題であり、活力ある地域づくりには、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境をつくっていくことが必要となります。

本町では、住民の幅広い意見を反映させるため、審議会や委員会への女性の登用率の向上を図っており、役場においても女性の管理職登用を拡大するなど、積極的な取り組みを行っています。

今後も、男女共同参画についての知識・理解を深めるために引き続き積極的な啓発活動を行い、男女共同参画に関する意識改革を推進していく必要があります。また、施策全般に関し、住民の幅広い意見を反映させることができるよう、女性の登用を進めていくとともに、町内の事業所に対してもワーク・ライフ・バランスへの意識を高めるため、育児休業・介護休暇がとりやすい職場環境づくりへの理解を求めていく必要があります。

【施策の方向】

差別のない明るい地域社会の形成に向け、人権擁護委員を中心に地域・学校・事業所などと連携し、人権教育や啓発活動を推進します。また、男女共同参画社会の実現に向け、町や地域における政策・方針決定過程などへの女性参画機会の拡大に努めます。

【主要施策】

(1) 人権啓発と人権教育の推進

- ①あらゆる差別や偏見の撤廃を目指して、国・県をはじめ人権擁護委員や町内外の各組織・団体と連携を図り、家庭・学校・地域社会・職場などあらゆる場や機会を通じて人権啓発と人権教育を推進します。
- ②一人ひとりが個人として尊重され、誰からも差別や偏見、そして暴力を受けない安心して生きていける社会の実現を目指します。
- ③LGBT（性的マイノリティ）、SOGI（性的指向及び性自認）についての理解を深めます。

(2) 男女共同参画に向けての意識づくり

- ①広報・啓発活動等を通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。
- ②学校・地域・家庭において、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

(3) 男女共同参画の環境づくり

- ①誰もが働きながら私生活も充実できる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスの考え方に基づき、仕事と子育ての両立や男女がともに働きやすい環境づくりを進めます。
- ②育児・介護休暇がとりやすく、長時間労働や過剰労働などで、心身の健康を害することがないように、関係機関と連携した職場環境づくりに努めます。
- ③あらゆる暴力の防止に向けた意識の醸成とともに、関係機関との連携を強化し、DV被害者に対する相談体制や相談窓口の整備、DV被害者の自立支援体制の整備に努めます。

(4) 男女共同参画に関する教育の推進

- ①未来を担う子どもたちに、男女共同参画についての意識を育み高めるため、男女の対等なパートナーシップの考え方をもとに、性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を大切にす教育を推進します。

【関連する計画等】

- 大町町男女共同参画計画
- 女性活躍推進法に基づく大町町特定事業主行動計画

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①審議会等の女性委員の割合	%	35.2	40.0	45.0
②役場における女性管理職の割合	%	16.7	25.0	30.0
③男性職員の育児休業取得率	%	0.0	25.0	50.0

①地方自治法第202条の3及び第180条の5で定める審議会等における女性委員が占める割合、②定員管理調査、③勤務条件等に関する調査から算出

5-3. デジタル化への対応・持続可能な行財政運営の推進

17 パートナシップで
目標を達成しよう



【現状と課題】

現在、本町においては、地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体における行政の自己決定権・自己責任が拡大されることに対応しつつ、行政手続の公正さを確保するとともに、透明性の確保を図っていくことが求められています。

とりわけ、財政状況が厳しさを増す中で、適正な財政運営に資するためにも、財政状況に関する住民の理解と協力を得ることの重要性が高まっています。

しかし、バブル崩壊後の長引く景気停滞の中で、法人2税（法人事業税と法人住民税）を中心とする税収の低迷や減税の実施、加えて人口の減少などにより、本町の歳入は長らく下落傾向にあります。

その一方で、高齢化率は県内で最も高い割合（40%弱）で推移しており、今後も人口減少と少子高齢化が進むことが見込まれる一方、福祉などの社会保障費である扶助費等は増加傾向にあり、行政サービスの継続的な提供が懸念されています。

そのため、本町では、庁内の機構改革をはじめ、事務事業の整理合理化、厳格な定員管理や情報化の推進などによる効率的・計画的な行財政運営に加え、徹底した歳出の削減に努め、行政サービスの水準を維持しながら、持続可能な自治体運営に努めています。

しかし、町内の公共施設については、今後、大規模な改修や建て替え、それに伴う再編等が不可避であり、また、道路や橋りょう等のインフラ施設も老朽化が進むため、補修・更新等に多額の費用が見込まれます。

これらの財源については、国・県等の各種補助制度や有利な起債等を最大限に活用していくことはもちろん、自主財源の確保に努める必要があります。

さらに、人工知能（AI）とロボット技術の進化、ビッグデータの活用により、人々の生活をよりよいものへと変革する「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の推進が重要視されている中、複雑・多様化する住民の行政ニーズに対応するため、最新のICT技術を活用して、利便性の高い行政サービスを提供していく必要があります。

加えて、単独の自治体では対応が困難な行政サービスについては、周辺自治体と広域的に連携し、効率的に対応していく必要があります。

【施策の方向】

限られた行政資源を有効に活用した効率的な行政経営をはじめ、中長期的な財政見通しを踏まえた健全な財政運営、業務効率化や住民サービスの向上に向けたデジタル化への対応、周辺自治体との連携による効果的な施策の展開などに取り組み、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な自治体運営を推進します。

【主要施策】

(1) 行財政改革の推進

- ①中長期的な見通しに立った行財政運営、自立して持続可能なまちづくりを進めます。
- ②指定管理者制度等による民間活力の活用を図ります。
- ③計画・事業の進捗管理や点検に基づき、事業効果や費用効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化等を図ります。
- ④人事評価制度の運用による職員の資質向上や能力開発に努め、スリムな行政を推進します。
- ⑤住民の満足度の向上に向け、住民視点を重視した住民サービスの充実を図ります。

(2) 健全な財政基盤の確保

- ①限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての見直しを行い、徹底的な節減・合理化を進めます。
- ②財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに効果的・効率的な財政運営を推進します。
- ③受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、町税を含めた収納率の向上に努め、自主財源の確保を図ります。
- ④ふるさと応援寄附金基金及び国・県の各種補助制度の有効活用を図ります。
- ⑤大町町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画を策定し、公共施設の適切な維持・管理を進めます。

(3) デジタル化への対応

- ①情報化の進展や制度改正に対応し、情報化推進のための庁内体制整備を図ります。
- ②既存情報システムの安定稼働を図るとともに、新たなICT技術を活用した情報サービスの導入・採用の検討を行います。
- ③テレワークや電子決裁などの導入を検討し、業務効率化を推進します。
- ④SNSなどのインターネット技術を活用した広報・情報発信の充実を図ります。

(4) 広域行政の推進・新たな連携の推進

- ①広域行政におけるサービスの安定化を図るため、広域行政機能を点検・強化し、より効率的な行政運営を推進します。
- ②既存の広域行政のほか、広域的な対応が効果的な事業について、様々な分野での連携を図ります。
- ③大学など教育機関や研究機関と連携した事業・施策の展開を図ります。

(5) 地方創生の推進

- ①国、県、周辺市町や関係機関、企業等との連携、住民との協働により、地方創生を推進するための各種地域活性化施策の展開を図ります。

(6) ふるさと応援寄附金の活用

- ①ふるさと応援寄附金を活用することで、まちづくりの推進・産業の活性化をより一層図るとともに、自主財源負担の軽減を図ります。

【関連する計画等】

- 大町町公共施設等総合管理計画
- 大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略

【目標指標】

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
①ふるさと応援寄附件数	件	22,313	23,000	24,000
②経常収支比率	%	98.2	94.0	90.0
③町税収納率	%	98.87	99.00	99.00

①寄附実績（年実績）、②地方財政状況調査（令和元年度実績）、③町民課調べ（令和元年度実績）

